

# 名勝殿ヶ谷戸庭園（随宜園）整備計画

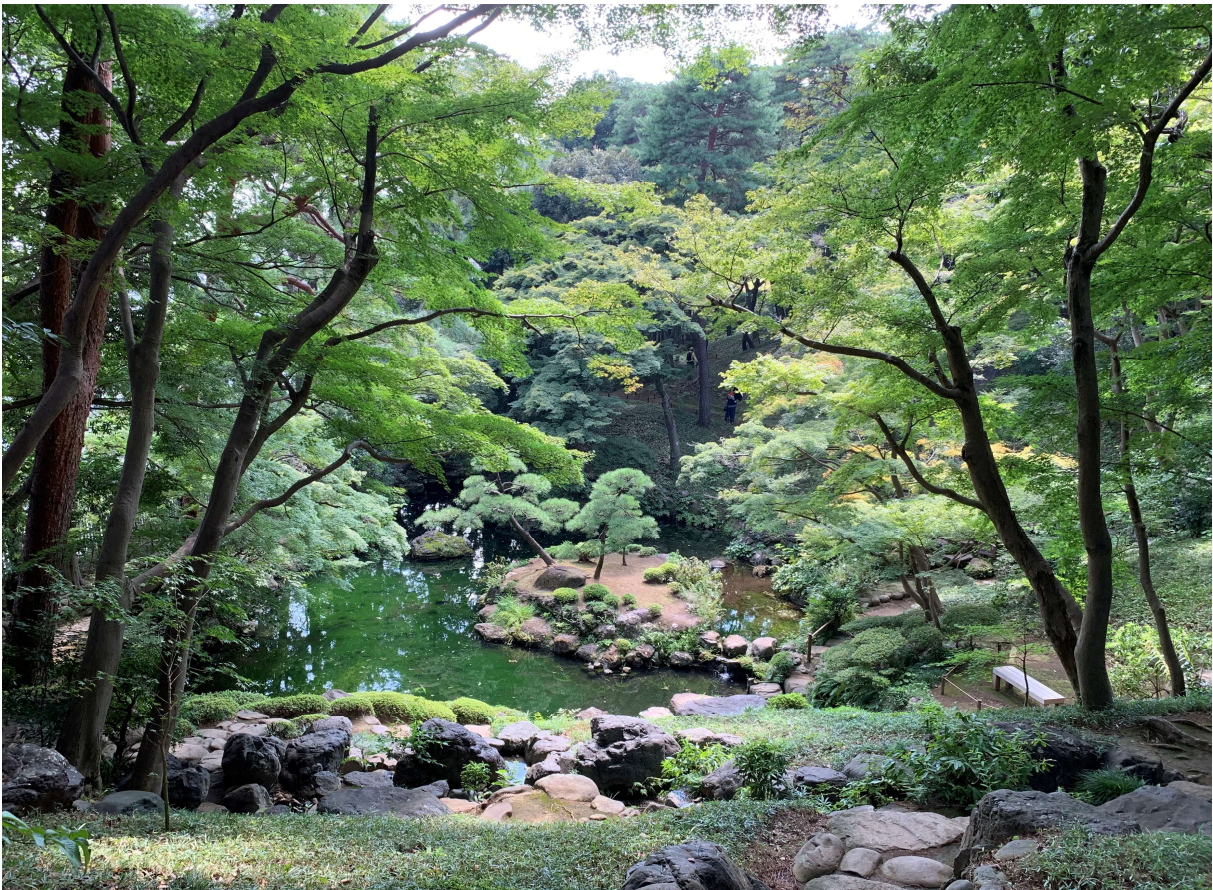
令和7年3月

東京都建設局西部公園緑地事務所





写真：崖上の洋風庭園



写真：崖下の和風庭園

# 名勝殿ヶ谷戸庭園（随宜園）整備計画

## 目次

<b>第1章 計画策定の概要</b>	<b>1</b>
1. 計画策定の経緯	1
2. 計画の構成	1
3. 計画対象の位置	2
4. 計画の検討体制	3
5. 上位・関連計画	4
6. 殿ヶ谷戸庭園に関連する法規制	5
<b>第2章 殿ヶ谷戸庭園の概要</b>	<b>8</b>
1. 指定に係る概要	8
2. 本質的価値と構成要素	11
<b>第3章 保存活用計画の計画概要</b>	<b>14</b>
1. 保存活用の理念	14
2. 保存活用の方針	14
3. 庭園全体の整備の方法	14
<b>第4章 現状と課題</b>	<b>15</b>
1. 庭園アプローチ空間	16
2. 台地上の芝生地を中心とする洋風庭園	17
3. 段丘崖の斜面林	18
4. 段丘崖下の次郎弁天池を中心とする和風庭園	18
5. 庭園外周部	19
6. 児童公園	19

## **第5章 整備理念と整備方針** 20

- 1. 整備理念\_\_\_\_\_ 20
- 2. 整備方針\_\_\_\_\_ 21

## **第6章 整備計画** 22

- 1. 保存に係る計画\_\_\_\_\_ 22
- 2. 活用に係る計画\_\_\_\_\_ 24
- 3. 保存活用のための整備計画\_\_\_\_\_ 30

## **第7章 実施工程** 41

- 1. 計画期間\_\_\_\_\_ 41
- 2. 実施手順\_\_\_\_\_ 41
- 3. 整備の実施工程\_\_\_\_\_ 42

## **第8章 今後の課題** 43

## **参考資料** 45

- 1. 岩崎家時代の図面\_\_\_\_\_ 45
- 2. 江口家と岩崎家時代の古写真\_\_\_\_\_ 54

## 用語の定義

本計画で使用する用語の定義を次のとおり示す。

1. 「殿ヶ谷戸庭園」とは、名勝殿ヶ谷戸庭園（随宜園）のことを示す。また、「本園」についても同様とする。
2. 「都立殿ヶ谷戸庭園」とは、都立公園（都市公園）としての殿ヶ谷戸庭園のことを示し、名勝殿ヶ谷戸庭園（随宜園）の指定範囲に、西側に隣接する都立殿ヶ谷戸庭園の無料開放区域（児童公園部分）を加えた範囲となる。なお、本計画では都立殿ヶ谷戸庭園の無料開放区域（児童公園部分）のことを「児童公園」と表現する。
3. 「歴史的建造物」とは、岩崎家時代に建造された主屋、倉庫、紅葉亭の3棟を示す。既存の建物や今後新設する管理施設等の建物を含める場合には、「建築物」と表現する。
4. 「殿ヶ谷戸庭園」のうち「建築物」を除いた庭園を構成する範囲に言及する場合は、「庭園」または「庭園部分」と表現する。
5. 「別荘庭園」とは、名勝指定時の解説文の中で、殿ヶ谷戸庭園を説明する用語として使用されているものであるが、保存活用計画の本質的価値においては、殿ヶ谷戸庭園を説明する用語として「郊外別荘」を用いており、本計画においても同様に「郊外別荘」を用いる。

# 第1章 計画策定の概要

## 1. 計画策定の経緯

殿ヶ谷戸庭園は、当時の多摩地域に多くみられた別荘庭園のひとつで、三菱合資会社営業部長で後の南満州鉄道株式会社副総裁・貴族院議員を歴任した江口定條の別荘として、大正2年(1913)から大正4年(1915)にかけて、武蔵野の自然を生かしてつくられた別荘庭園である。

昭和4年(1929)には後に三菱合資会社副社長となる岩崎彦彌太により買収され岩崎家の別荘となり、回遊式林泉庭園として整備された。

その後、昭和49年(1974)に東京都が公園用地として買収し、昭和51年(1976)より暫定開放、昭和54年(1979)に有料制の都立殿ヶ谷戸庭園として正式開園した。

平成10年(1998)3月には、文化財保護法及び東京都文化財保護条例に基づく東京都の名勝に指定され、さらに、平成23年(2011)9月に文化財保護法に基づき国の名勝に指定された。

平成29年(2017)3月、東京都は今後の都立庭園全体の保存活用の方策を示した「東京都における文化財庭園の保存活用計画(共通編)」を策定し、それを受けて殿ヶ谷戸庭園の今後の保存、活用、運営、整備の基本的な方針を示した「東京都における文化財庭園の保存活用計画(殿ヶ谷戸庭園(随宜園))」(以下、「保存活用計画」という。)を令和6年(2024)3月に策定した。

名勝殿ヶ谷戸庭園(随宜園)整備計画(以下、「本計画」という。)は、保存活用計画で示された庭園の本質的価値を踏まえた保存活用の理念や方針を具体化し、今後の整備事業を進めることを目的として策定したものである。

## 2. 計画の構成

本計画の構成については、次のとおりである。

### 第1章 計画策定の概要

- ・計画策定の経緯や目的、計画の検討体制、上位・関連計画等の本計画の概要について示す。

### 第2章 殿ヶ谷戸庭園の概要

- ・殿ヶ谷戸庭園の指定に係る概要や本質的価値、構成要素について整理する。

### 第3章 保存活用計画の計画概要

- ・上位計画にあたる保存活用計画の計画概要(理念・方針・方法)について整理する。

### 第4章 現状と課題

- ・保存活用計画の景観ゾーンを参考に、整備に関わる現状と課題について整理する。

### 第5章 整備理念と整備方針

- ・現状課題に対する、整備理念と整備方針について定める。

### 第6章 整備計画

- ・保存と活用に係る計画を設定した上で、保存活用のための整備計画を定める。

### 第7章 実施工程

- ・計画期間や実施手順、整備の実施工程について定める。

### 第8章 今後の課題

- ・今後の整備を進める上での課題について整理する。

### 3. 計画対象の位置

国分寺市は、東京都のほぼ中央、いわゆる東京の「へそ」に位置し、東は小金井市、西は立川市、南は府中市と国立市、北は小平市に接している。市域は、東西約 5.7km、南北約 3.9km、面積 11.48km<sup>2</sup>の広がりを持つ(図 1)。

地形は、市内の大部分を成す高台上の武蔵野段丘と、より低地の立川段丘とによって形成され、厚い関東ローム層によって覆われている。段丘の南端は緑豊かな国分寺崖線をなし、立川段丘に連なり、崖線のすぐ下を野川が流れている。JR 中央線南側の両段丘の境界には、緑地および湧水などの水系を持つ国分寺崖線が広がっている。

名勝殿ヶ谷戸庭園(随宜園)の西側には児童公園が隣接し、都市公園としての都立殿ヶ谷戸庭園の一部として無料開放されている。本計画の対象範囲には、名勝殿ヶ谷戸庭園(随宜園)の範囲に加え、名勝範囲外であるが、往時は本園の敷地の一部であった児童公園部分も含めるものとする。

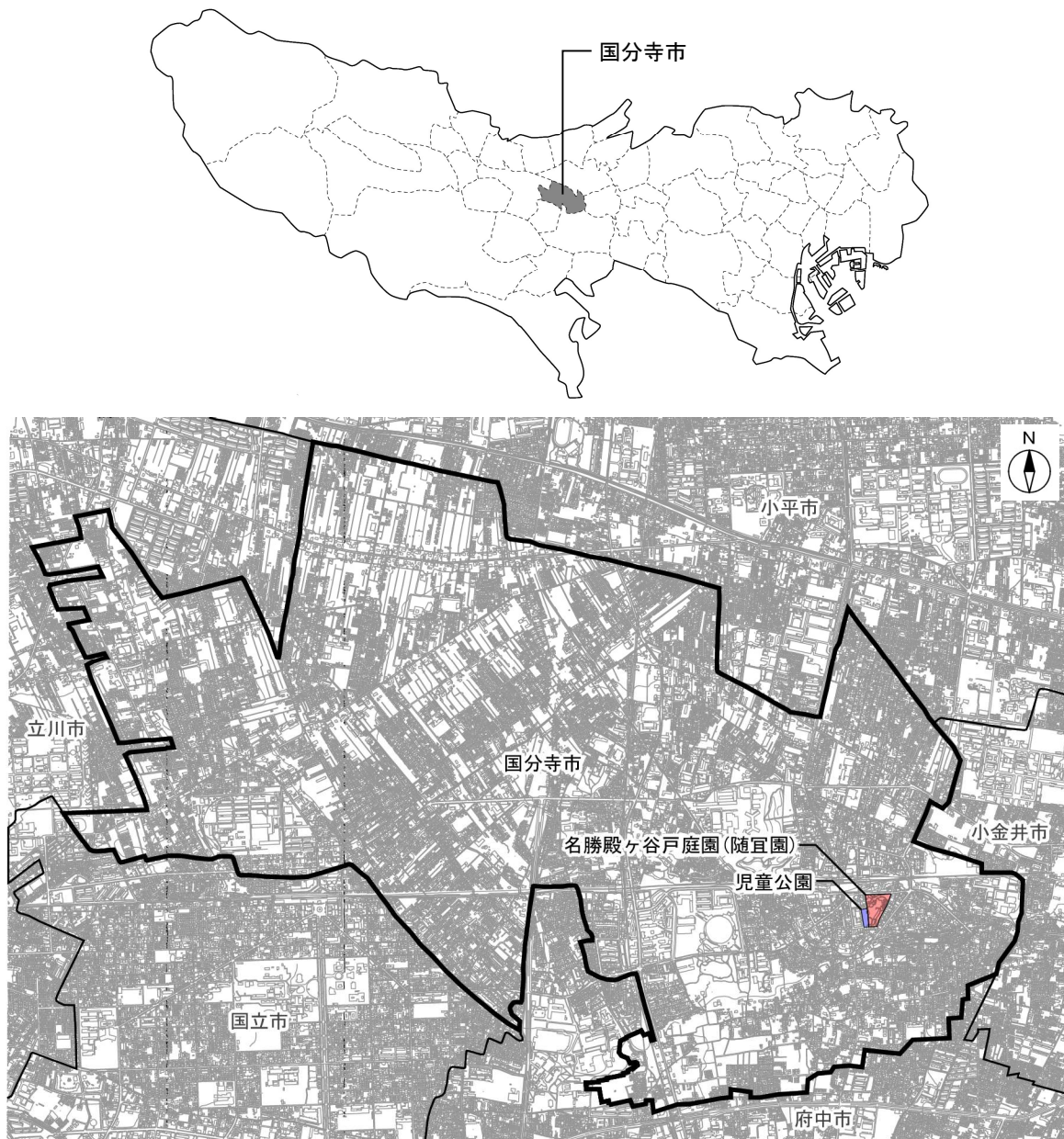


図 1：名勝殿ヶ谷戸庭園(随宜園)と児童公園の位置(東京都・国分寺市)  
国土地理院の地形図をもとに作成

## 4. 計画の検討体制

### (1) 分科会の設置及び構成

東京都建設局（以下、「東京都」という。）は、整備計画を検討するため、「文化財庭園の保存・復元・管理に関する専門委員会」のもとに、新たに「殿ヶ谷戸庭園の保存・復元に関する分科会」（以下、「分科会」という。）を設置した。

分科会は、学識経験者や有識者等の4名の委員から成る。また、助言機関として文化庁文化財第二課、東京都教育庁地域教育支援部管理課埋蔵文化財担当、国分寺市教育部ふるさと文化財課が出席し、事務局は東京都建設局西部公園緑地事務所工事課が担当した(表1)。

表1：殿ヶ谷戸庭園の保存・復元に関する分科会名簿

	氏名	分野	職	摘要
委員	亀山 章	造園	東京農工大学名誉教授	座長
	栗野 隆	造園	東京農業大学地域環境科学部教授	
	河東 義之	近代建築史	小山工業高等専門学校名誉教授	
	住吉 泰男	公園行政	前公益財団法人東京都慰霊協会理事長	
助言 指導者	平澤 毅	文化庁文化財第二課主任文化財調査官		
	鈴木 徳子	東京都教育庁地域教育支援部管理課埋蔵文化財担当課長代理		
	国分寺市教育部ふるさと文化財課			
事務局	東京都建設局西部公園緑地事務所工事課			

### (2) 開催経緯

分科会は、令和6年度に3回開催した(表2)。

表2：分科会の開催経緯

項目	回数	日時	場所
分科会	第1回	令和6年(2024)11月1日(金) 14:00~16:30	殿ヶ谷戸庭園
	第2回	令和6年(2024)12月25日(水) 10:00~12:00	殿ヶ谷戸庭園
	第3回	令和7年(2025)3月13日(木) 10:00~12:00	西部公園緑地事務所

## 5. 上位・関連計画

### (1) 上位計画

本計画の上位計画は次のとおりである(表 3)。

表 3：本計画の上位計画

策定者	計画名称	策定年月
東京都	① 東京都における文化財庭園の保存活用計画（共通編） ・東京都内にある文化財庭園を俯瞰しつつ都立庭園を対象として、共通する課題や保存活用に関する基本的な考え方を示すものとして策定している。	平成 29 年 (2017)3 月
	② 東京都における文化財庭園の保存活用計画（殿ヶ谷戸庭園（随宜園）） ・本園の歴史の変遷を踏まえた本質的価値を明らかにするとともに、今後の保存、活用・運営、整備についての基本的な方針を示すことを目的として保存活用計画を策定している。	令和 6 年 (2024)3 月

### (2) 関連計画

本計画の関連計画は次のとおりである(表 4)。

表 4：本計画の関連計画

策定者	計画名称	策定年月
東京都	① 2050 東京戦略（案）	令和 7 年（2025）3 月（予定）
	② 都市づくりのランドデザイン	平成 29 年（2017）9 月
	③ パークマネジメントマスタープラン	令和 6 年（2024）3 月
	④ 東京都福祉のまちづくり推進計画	令和 6 年（2024）3 月
	⑤ 緑確保の総合的な方針	令和 2 年（2020）7 月
	⑥ 都市計画公園・緑地の整備方針	令和 2 年（2020）7 月
国分寺市	⑦ 国分寺市地域防災計画	令和 5 年（2023）7 月（修正）
	⑧ 国分寺市バリアフリー基本構想	令和 4 年（2022）3 月

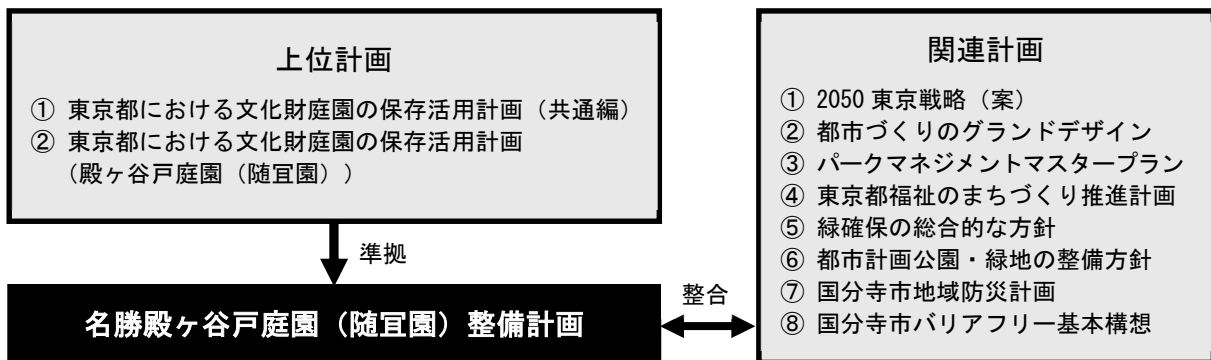


図 2：本計画と上位・関連計画との関係

## 6. 殿ヶ谷戸庭園に関連する法規制

---

### (1) 法令

#### ① 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）

文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的として制定された。

殿ヶ谷戸庭園は、平成 23 年（2011）9 月 21 日に殿ヶ谷戸庭園（随宜園）として名勝に指定されており、本園に関しその現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為を制限することで、庭園を保護している。また、「周知の埋蔵文化財包蔵地（花沢東遺跡）」でもあり、土木工事などの開発行為を実施する場合は、国分寺市教育委員会に事前の届出等が必要となる。

#### ② 都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として制定された。

殿ヶ谷戸庭園の大部分は、第 1 種低層住宅専用地域に指定されており、住居・商店・工場を建築する際には、建ぺい率（40%）や容積率（80%）の制限が設けられている。なお、殿ヶ谷戸庭園の北部（倉庫周辺）と児童公園の一部は、商業地域に指定されており、建ぺい率 80%、容積率 400（北部）・500%（西部）となっている。

#### ③ 都市公園法（昭和 31 年 4 月 20 日法律第 79 号）

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的として制定された。

殿ヶ谷戸庭園は、隣接する児童公園部分も含め、都市公園法に基づき、昭和 54 年（1979）4 月 1 日に都立殿ヶ谷戸庭園として公開された。

#### ④ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的として制定された。

名勝である殿ヶ谷戸庭園内の建築物は、建築基準法第 3 条第 1 項第 1 号「文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によって国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物」に該当し、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、適用しない（ただし、本質的価値を構成する要素以外の建築物を除く）こととして、現状変更の規制及び保存のための措置が義務づけられている。

#### ⑤ 景観法（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号）

我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もつて国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として制定された。

殿ヶ谷戸庭園周辺は、平成 20 年（2008）に景観法に基づく東京都景観計画による「文化財庭園等景観形成特別地区」に指定されており、各庭園の外周線からおおむね 100m から 300m までの範

囲について、景観形成の方針を定め、一定の規模以上の建築物等に対する景観誘導や屋外広告物の表示を規制し、庭園の内部からの眺望景観を保全している。

## ⑥ 都市緑地法（昭和48年法律第72号）

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された。都市緑地法に基づく緑地協定、市民緑地、緑化重点地区、特別緑地保全地区など国分寺崖線の緑地保全に効果的な手法を活用し、現在の自然的環境を維持している。

## ⑦ 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号、平成25年6月改正）

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的として制定された。

国分寺市は、災害対策基本法に基づき策定した地域防災計画において、殿ヶ谷戸庭園に隣接する児童公園部分を「緊急避難場所（都立殿ヶ谷戸庭園西側公園）」として指定しているが、名勝範囲である殿ヶ谷戸庭園の部分は指定されていない。

## （2）条例

### ① 東京都立公園条例（昭和31年12月27日条例第107号）

都立公園の設置、管理等について必要な事項を定め、都立公園の健全な発達と利用の適正化を図り、都民の福祉の増進と生活文化の向上に寄与することを目的として制定された。現在は、東京都立公園条例により設置、管理されている。

都立殿ヶ谷戸庭園については、開園面積は21,123.59㎡となっており、建築物に係る建築面積の敷地面積に対する割合は、公園施設の建築面積の基準の特例で20/100となっている。

### ② 東京都景観条例（平成18年10月12日条例第136号）

良好な景観の形成に関し、景観法（平成十六年法律第百十号）の規定に基づく景観計画の策定や行為の規制等について必要な事項を定めるとともに、東京都、都民及び事業者の責務を明らかにするほか、大規模建築物等の建築等に係る事前協議の制度を整備することなどにより、地形、自然、まち並み、歴史、文化等に配慮した都市づくりを総合的に推進し、もって美しく風格のある東京を形成し、都民が潤いのある豊かな生活を営むことができる社会の実現を図ることを目的として制定された。

国分寺市は、平成20年（2008）12月に景観法に基づく景観行政団体となり、従来の自主条例を景観法に基づく条例に改正するとともに、良好な景観の形成を促進するために定める基本的な計画として、平成22年（2010）9月に国分寺市景観まちづくり指針を策定した。指針では、殿ヶ谷戸庭園を市の歴史景観資源として位置づけており、国分寺市らしさを際立たせるとともに、地域の個性ある景観に深みを与える重要な景観要素の一つとしている。

### ③ 国分寺市まちづくり条例（平成 16 年 6 月 24 日条例第 18 号）

まちづくりの基本となる事項、市の特性を生かしたまちづくりの仕組み、開発事業に伴う手続及び土地利用に関する基準並びに都市計画法の規定に基づく都市計画の手続等を定めることにより、市民の福祉を高め、豊かな緑と水と文化財にはぐくまれた安全で快適なまちづくりの実現に寄与するため、まちづくり条例を制定された。

殿ヶ谷戸庭園を含む一帯は、「国分寺崖線区域」に指定されており、国分寺崖線区域内は独自の開発基準を定め、区域外より景観形成、緑と水に関する整備基準を一層配慮するよう制限し、緑地・湧水等の優れた自然環境を保全している。特に、湧水等については、国分寺崖線の保全及び再生に関する措置として、国分寺崖線区域内の湧水源の周辺において、れき層に及ぶ構造物を設ける行為等を行う場合（杭基礎工法や山留工事など）は、地下水位等の調査を行うとともに、湧水に及ぼす影響の事前評価を行う等の開発事業の整備基準が定められている。

### ④ 国分寺市湧水及び地下水の保全に関する条例（平成 24 年 3 月 30 日条例第 16 号）

水辺環境が市民の暮らしに潤いと安らぎを与え、また、市固有の自然や歴史風土を表す市民共有の財産として次世代に引き継ぐ必要性を深く認識し、市民及び土地等所有者、事業者等及び市が適切な役割分担に基づき、協働して湧水及び地下水を保全するために、この条例を制定された。

殿ヶ谷戸庭園の湧水は、国分寺市湧水及び地下水の保全に関する条例において、市内の湧水源「殿ヶ谷戸庭園（次郎弁天の湧水）」に位置づけられている。条例では、施策の推進に関する項目として、湧水の現況等の把握等と汚染防止、雨水の地下涵養、湧水源の保全に関する措置、国及び東京都その他の自治体との広域連携について規定している。特に、湧水の現況等の把握としては、湧水等の水量や水質測定の実施により保全に関する情報収集に努めるとともに、その結果を公表している。

### ⑤ 東京都における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 年 12 月 22 日条例第 216 号）

他の法令と相まって、市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動植物の保護等の施策を推進することにより、東京における自然の保護と回復を図り、もって広く都民が豊かな自然の恵みを楽しみ、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的として制定された。

国分寺崖線には湧水が多く、市街地の中の親水空間として、また野鳥や小動物の生活空間として貴重な自然地となっている。それと一体となった樹林地等を保全するため、国分寺崖線緑地保全地域において、の指定を受けた地域について、相続等の発生により地形の改変等が予測される土地を優先的に東京都が取得している。

### ⑥ 東京都震災対策条例（平成 12 年 12 月 22 日条例第 202 号）

地震による災害（以下「震災」という。）に関する予防、応急及び復興に係る対策（以下「震災対策」という。）に関し、都民、事業者及び東京都の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の都民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的として制定された。

東京都震災対策条例による避難場所は、多摩地域においては各市町村が指定することとなっている。

国分寺市は、災害対策基本法に基づき策定した地域防災計画において、殿ヶ谷戸庭園に隣接する児童公園部分を「緊急避難場所（都立殿ヶ谷戸庭園西側公園）」として指定しているが、名勝範囲である殿ヶ谷戸庭園の部分は指定されていない。

## 第2章 殿ヶ谷戸庭園の概要

### 1. 指定に係る概要

#### (1) 指定内容

名称	殿ヶ谷戸庭園（随宜園）
指定年月日	平成23年（2011）9月21日
所在地	東京都国分寺市
指定面積	17,573.96㎡
所有者	東京都
説明	昭和初期に岩崎彦彌太が段丘崖の湧水・樹叢を生かして改修した別荘庭園である。
解説	

武蔵野段丘の南縁を成す東西方向の段丘崖は「国分寺崖線」と呼ばれ、随所に小さな「谷戸」が段丘を刻んでいたり、「ハケ」と呼ばれる崖線の下端部付近の礫層から浸出する湧水が沼地を造っていたりする。殿ヶ谷戸庭園は、そのような崖線の地形と湧水を利用し、武蔵野を代表するアカマツ・クヌギ等から成る雑木林の風致を生かして造られた近代の別荘庭園である。

三菱合資会社の社員で、後に南満州鉄道副総裁から貴族院議員にもなった江口定條(1865～1946)は、大正2年(1913)～4年(1915)に、この地に別荘を構えた。建築は当時流行した和洋折衷の意匠・構造を持ち、庭園は赤坂の庭師であった仙石荘太郎により作庭され、「随宜園」と名付けられた。

その後、昭和4年(1929)に、三菱合資会社の経営者であった岩崎本家三代目の岩崎彦彌太(1895～1967)が江口家から別荘を買い取り、「国分寺の家」として親しむようになった。

彦彌太は、昭和9年(1934)に津田鑿の設計により、中庭及びサンルーム状のベランダなどを備えた一部二階建を含む和洋折衷の木造主屋に建て替え、敷地の北西隅部に鉄筋コンクリート造の蔵(倉庫)を新築した。同時に、茶室を伴う庭園建築として紅葉亭を新築するとともに、主屋前面の芝生地と崖線下方の湧水及び園池から成る回遊式庭園を完成させた。

別荘の敷地は、南に張り出す段丘の東辺に当たり、比高が10メートル以上もある崖線の傾斜地を挟んで、段丘上面の平坦地から下方の沼沢地へと及んでいる。それは、①敷地東辺の北寄りに位置する元の正門の位置から、段丘上の中央部に位置する主屋西側の玄関前の馬車回しへと通ずる導入路(馬車道)をはじめ、②主屋の南東面を中心として、段丘上に広く展開する芝生地の洋風庭園、③アカマツ・モミジ及び竹林などの樹叢とクマザサに覆われた崖線の傾斜面、④段丘上面の井戸からの導水及び崖線の下端付近からの湧水を集めて造成された次郎弁天池を中心とする和風庭園の四つの部分から成り、それぞれ道・石段・延段などによって結ばれている。

主屋の南面は、広々とした芝生地にアカマツ・モミジ、景石を配した広場となっており、南に張り出す段丘の上面とその東の崖線に沿って、遙かに通視のきく場所である。主屋に近い位置には、江口定條が別荘を所有した頃からのエノキが現存する。

主屋から広場の西辺に沿って南へと延びる園路は、敷地南端の藤棚において行く手を北東へと転ずる。クマザサに覆われ、アカマツ・タギョウショウが疎らに叢生する段丘崖の縁辺を緩やかに降ると、傾斜面の裾部をクロボクで組んだ道の下方にモウソウチクの竹林が広がり、さらに降ると次郎弁天池のほとりに入る。

次郎弁天池は、ハケの湧水によって形成された小さな沼沢地で、水面の北西寄りに中島がある。西側の段丘崖の下端近くに石を組み、そこから僅かに湧き出す水が静かな流れを造り、その合間に打たれた飛び石伝いに進むと、道は段丘上方の紅葉亭へと通ずる急な登りとなる。

葛折りの道沿いには、紅葉亭西側の井戸からの水を導く石組みの流れがあり、その途上には四段の滝石組みがある。

紅葉亭は、十畳・六畳の座敷の縁先に広い庇を付けた離れ座敷風の庭園建築である。その小暗い庇の軒先からは、樹間の下方に次郎弁天池の水面を垣間見られるにすぎないが、往時は多摩川の低地と背後の多摩丘陵を遙かに見わたすことができたとされる。

このように、殿ヶ谷戸庭園は江口定條の随宜園に端を発し、昭和初期に岩崎彦彌太が改修を加えた東京郊外の別荘庭園で、国分寺崖線の地形、縁辺部の湧水、傾斜面に叢生する雑木林など、豊かな自然環境を生かした優秀な風致景観を伝える。同時代に作庭された類似の武蔵野の別荘庭園の中でも、当時の風致景観を最もよく残し、その芸術上・観賞上の価値は高い。よって、名勝に指定し、保護を図ろうとするものである。

## (2) 指定範囲

所在地 東京都国分寺市南町二丁目  
名勝指定面積 17,573.96 m<sup>2</sup> (殿ヶ谷戸庭園 (随宜園))  
都市公園開園面積 21,123.59 m<sup>2</sup> (都立殿ヶ谷戸庭園)

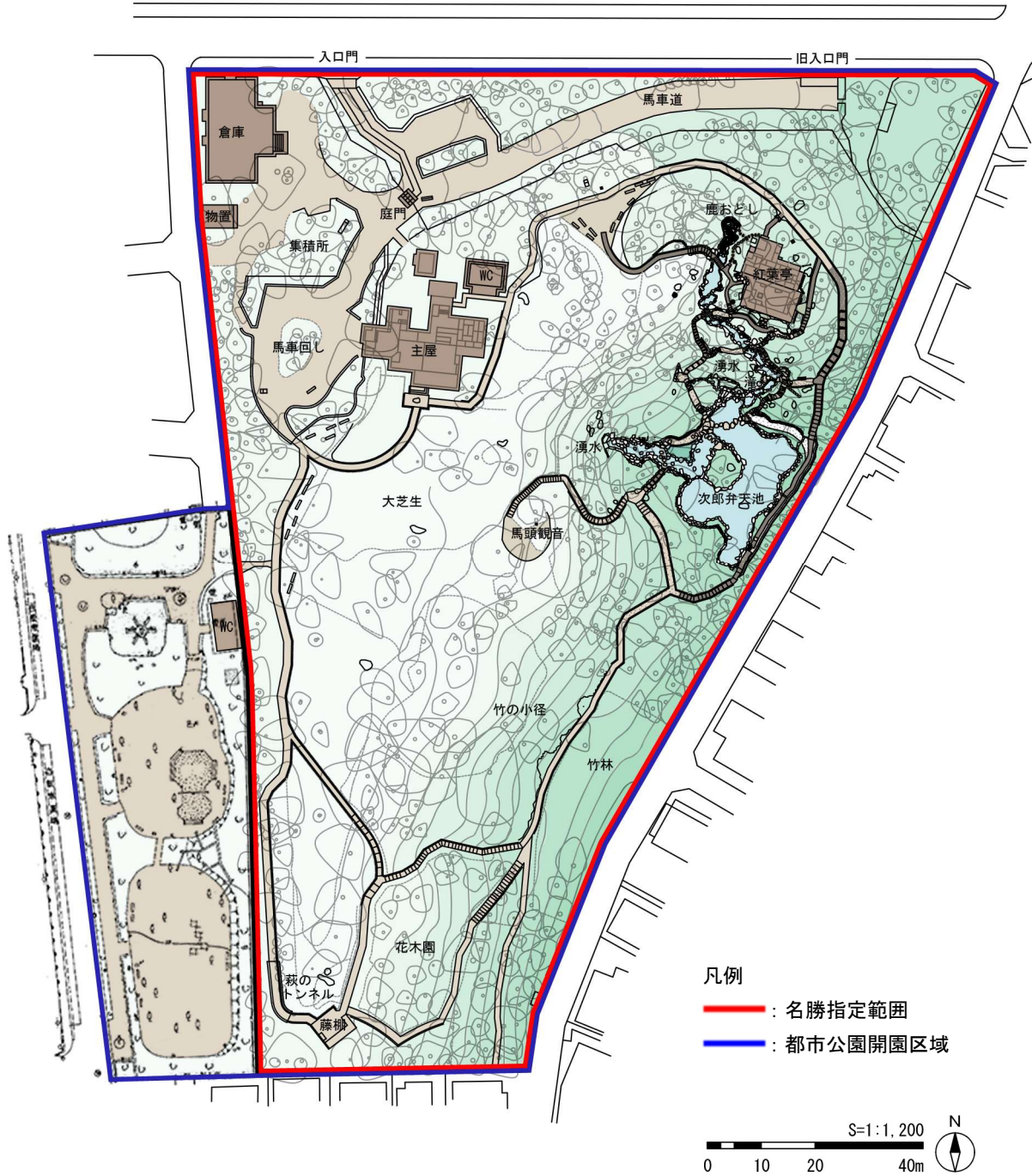


図3：名勝指定範囲と都市公園開園区域  
平成23年度と昭和51年度の測量図をもとに作成

## 2. 本質的価値と構成要素

### (1) 本質的価値

保存活用計画に記載されている殿ヶ谷戸庭園の本質的価値は次のとおりである。

#### ① 国分寺崖線の自然を生かした地割と意匠

本園は、国分寺崖線の自然を生かした別荘をとりまく庭園であり、地割と意匠に特徴がある。導入部の馬車道のアプローチ、台地上にある主屋の前に広がる大芝生を主とした洋風庭園、紅葉亭から見下ろす段丘崖の下部の湧水池をとりまく和風庭園の3つの部分から成る。また、台地上から富士山や多摩丘陵の山々を遠望する風景や段丘崖の雑木林を主とした武蔵野の風景など近代の風景観を取り入れた大正・昭和戦前の東京の郊外別荘の典型的な景観をなしている。

段丘崖の地形を生かした地割の上に、植物を主とした特徴的な意匠がみられる。馬車道の曲線を強調するモッコクの列植、台地上の洋風庭園の大芝生とアカマツの林、段丘の斜面の雑木林、林床のクマザサ、モミジ林、竹林、点景となる藤棚や萩のトンネルなどが特徴的である。さらにそれらを結ぶ園路の延段や石段などにより演出された庭園の魅力がある。

本園は、江口家、岩崎家、東京都と所有者が変わっても、庭園がつくられた大正2年(1913)から昭和51年(1976)までの64年にわたり、管理者であった石川長三郎・宗三ちやうざぶろう そうぞうが親子二代で管理方針を守ってきた。東京都及び東京都公園協会による管理が行われるようになる現在においてもその管理方針は継承され、本園の景観と意匠が維持されている。

#### ② 国分寺崖線に残された多摩地域の郊外別荘

本園は、明治末期から昭和初期にかけて、東京郊外への鉄道の発展と武蔵野の自然を求める風潮と共に、多摩地域に多く建てられた郊外別荘の一つである。江口家の随宜園にはじまり、昭和初期に岩崎家が改修を加えた本園は、現存する郊外別荘のなかで庭園と建築が良好に保存されており、往時の所有者の生活や賓客へのもてなしなど、郊外別荘文化を知るうえでも貴重である。

本園の主屋は暖炉のある客室や食堂など、洋室棟の主要室が現存し、室内から主屋前に広がる芝生地を望むことができる。数奇屋風の意匠の紅葉亭は庭園建築としての質が高く、創建時の状態をよく留めており、賓客をもてなすために利用された四阿風のテラスからは池を眼下に望むことができ、往時は多摩川の低地と背後の多摩丘陵を遙かに見わたすことができたといわれる。これらは建物と庭園の一体的な利用が意図されて具体化したものである。当時の技術を結集した堅牢な倉庫と共に、昭和初期に建設された多摩地域における別荘建築及び関連建築としても貴重である。

#### ③ 市街化が進むなか、国分寺崖線の典型的な環境・風致景観を良好に残している

本園は、国分寺駅南口に近接した立地にあり、市街化により開発の危機に瀕した中で、環境問題への関心や環境保全の機運の高まりを背景に、住民等による保存運動が契機となり、東京都が買収し、庭園として開園した。開園にあたっては、本園に残された環境・風致景観を保全するため、現状を改変しないように整備を行った。また、本園の周辺に開発計画が起きた際には、東京都や国分寺市が植生や湧水の保全について事業者働きかけてきた。

広域的にみると、国分寺崖線の斜面緑地や湧水などの自然環境は、開発等に伴って失われつつある中、本園は国分寺崖線の典型的な特徴であるハケ、植生、湧水などによって構成される環境・

風致景観を良好に残しており、将来にわたって保全すべき貴重な資源となっている。現在、国分寺崖線に係る行政や地域が一体となって、残された自然環境、史跡等の歴史的資源などの保全に取り組んでおり、本園はその先駆けとなるものである。

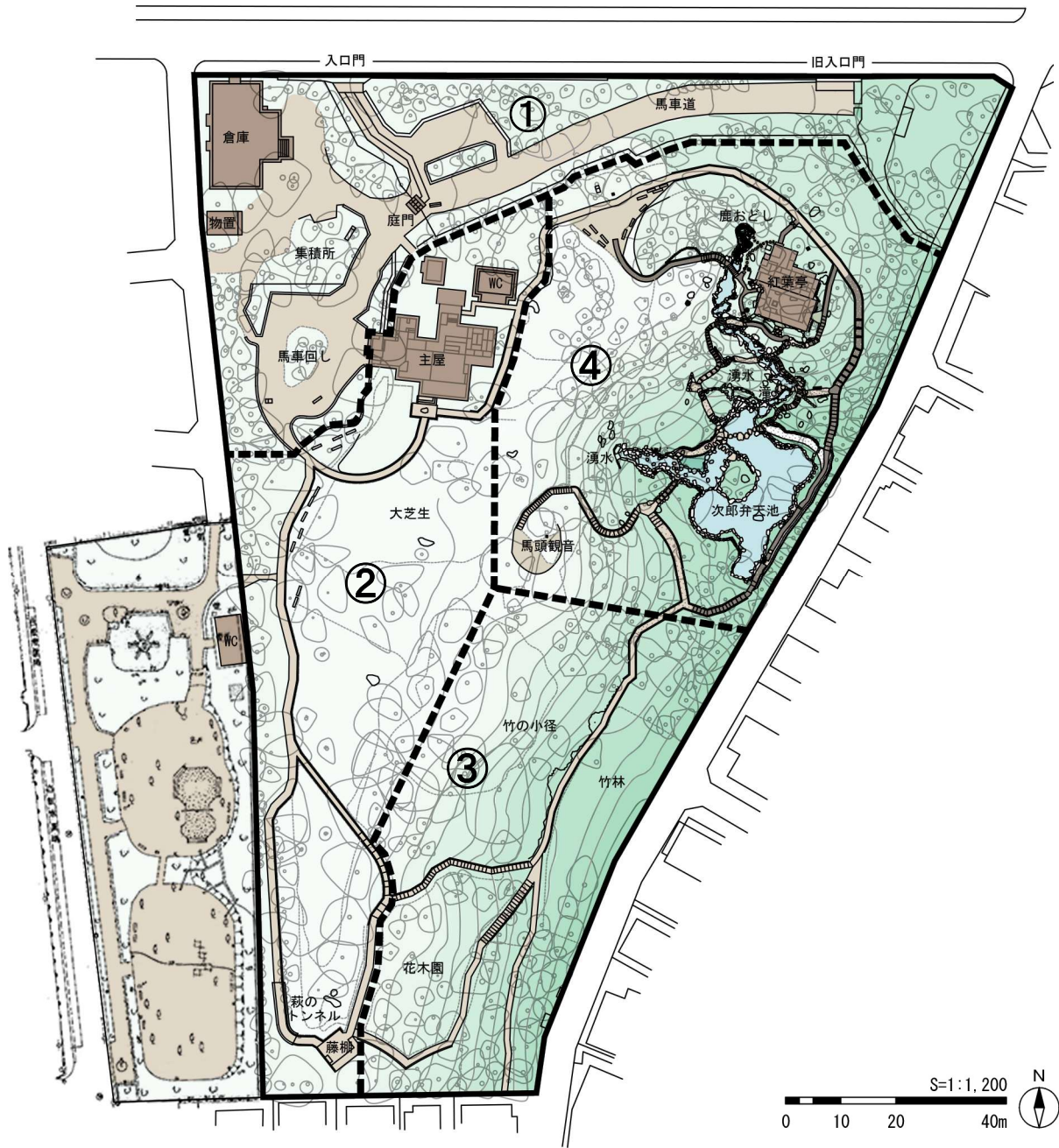
## (2) 構成要素

保存活用計画では、平成 24 年度改定の「東京都における文化財庭園の保存管理計画」（以下、「保存管理計画」という。）にて分類した景観ゾーン別に構成要素を特定している。

殿ヶ谷戸庭園の各景観ゾーンと構成要素は次のとおりである(表 5、図 4)。

表 5：殿ヶ谷戸庭園の構成要素

項目		要素
本質的価値を構成する要素	① 庭園アプローチ空間の景観ゾーン	園路 : 馬車道 建造物 : 倉庫 植栽 : 上記の要素に関連する植栽
	② 台地上の芝生地を中心とする洋風庭園の景観ゾーン	地形 : 大芝生 建造物 : 主屋（管理所） 植栽 : 萩のトンネル、秋の七草、藤棚、上記の要素に関連する植栽
	③ 段丘崖の斜面林の景観ゾーン	園路 : 竹の小径 植栽 : 竹林、花木園、秋の七草、上記の要素に関連する植栽
	④ 段丘崖下の次郎弁天池を中心とする和風庭園の景観ゾーン	地形 : 次郎弁天池、湧水 護岸・石組 : 滝 建造物 : 紅葉亭 石造物 : 鹿おどし、灯籠（紅葉亭北側）、灯籠（紅葉亭西側）、灯籠（湧水脇）、五重塔、馬頭観音 植栽 : 秋の七草、上記の要素に関連する植栽
本園の本質的価値を構成する要素以外の要素	植栽	本質的価値を構成する植栽以外の植栽
	公開・活用施設	掲示板、案内板、解説板
	休養施設	ベンチ
	便益施設	便所、水飲み
	管理施設	庭門、入口門、旧入口門、通用門、給排水管、電気通信管、分電盤、スピーカー柱、ロープ柵、外周柵
	管理運営のための建物	売札所、詰所、資材置場、作業小屋、集積所
その他	旧給水タンク	



凡例

- ① 庭園アプローチ空間の景観ゾーン
- ② 台地上の芝生地を中心とする洋風庭園の景観ゾーン
- ③ 段丘崖の斜面林の景観ゾーン
- ④ 段丘崖下の次郎弁天池を中心とする和風庭園の景観ゾーン

図4：殿ヶ谷戸庭園の景観ゾーン  
平成23年度と昭和51年度の測量図をもとに作成

## 第3章 保存活用計画の計画概要

上位計画の保存活用計画に示されている整備に関する理念・方針・方法は次のとおりである。

### 1. 保存活用の理念

保存	<ul style="list-style-type: none"><li>・本園は幸い、関東大震災の災害や第二次世界大戦の戦災は免れたが、今後、経年に伴う構成要素の修復を行うことが想定される。整備に当たっては、遺構保護に配慮し、史資料に基づき、周辺の庭園景観と調和するよう検討する。</li></ul>
活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・サイン等の案内施設、既存の管理施設、便益施設等の適切な機能、規模、配置、意匠、構造等についても検討するなど、計画的な整備を行う。</li><li>・便益施設等の整備に当たっては、周辺に及ぼす影響を十分に考慮して検討し、庭園全体の景観に調和したものとなるように計画、設計、整備に取り組む。</li></ul>

### 2. 保存活用の方針

1 庭園アプローチ空間の景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"><li>・本園の導入部分の景観として、入口から馬車道を通っていた本来の役割を伝えるとともに、倉庫を活用する。</li></ul>
2 台地上の芝生地を中心とする洋風庭園の景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"><li>・洋風庭園として主屋と大芝生が調和した景観を保存するとともに、一体的に活用することで、本園の価値を伝える場とする。</li></ul>
3 段丘崖の斜面林の景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"><li>・国分寺崖線の地形及び武蔵野の雑木林としての風致景観を維持し、土壌及び植生を適切に維持・保全する。</li></ul>
4 段丘崖下の次郎弁天池を中心とする和風庭園の景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"><li>・紅葉亭と池との眺望を維持し、和風庭園を構成する地形・植生・湧水・建物の保全を図る。</li></ul>

### 3. 庭園全体の整備の方法

1 文化財庭園としての本質的価値を踏まえた整備を行う	<ul style="list-style-type: none"><li>・作庭以降行われた改変等により喪失した景観については、本園の本質的価値や魅力の向上に向けた検証とともに、適切な再現方法を検討し、整備を行う。</li></ul>
2 すべての人がともに楽しむことができる整備を目指す	<ul style="list-style-type: none"><li>・来園した人々が、障がいの有無、言語の違い等による不便や不安を感じることがないように、可能な限り同じ体験を共有できる空間を提供する。</li></ul>
3 現代のニーズに応える整備を行う	<ul style="list-style-type: none"><li>・ニーズを十分に把握した上で、適切な機能や規模、配置、意匠、構造等について検討し、文化財庭園として観賞にふさわしい意匠の決定、環境の確保、本園内及び周辺を含む景観との調和等に留意する。</li></ul>

## 第4章 現状と課題

第3章保存活用計画の概要や管理者ヒアリング、現況調査等を踏まえ、殿ヶ谷戸庭園の現状と課題を保存活用計画で設定された景観ゾーンに基づき、本園の周辺環境に関連する庭園外周部（敷地境界の内側）と、本園に隣接する児童公園を追加して整理する（表6、図5）。

なお、本園の維持管理作業において対応できる内容については、本計画では対象外とする。

表6：現状と課題の整理区分

現状と課題の整理区分	1 庭園アプローチ空間
	2 台地上の芝生地を中心とする洋風庭園
	3 段丘崖の斜面林
	4 段丘崖下の次郎弁天池を中心とする和風庭園
	5 庭園外周部*
	6 児童公園*

\*庭園外周部と児童公園は、本計画において新たに追加した項目。

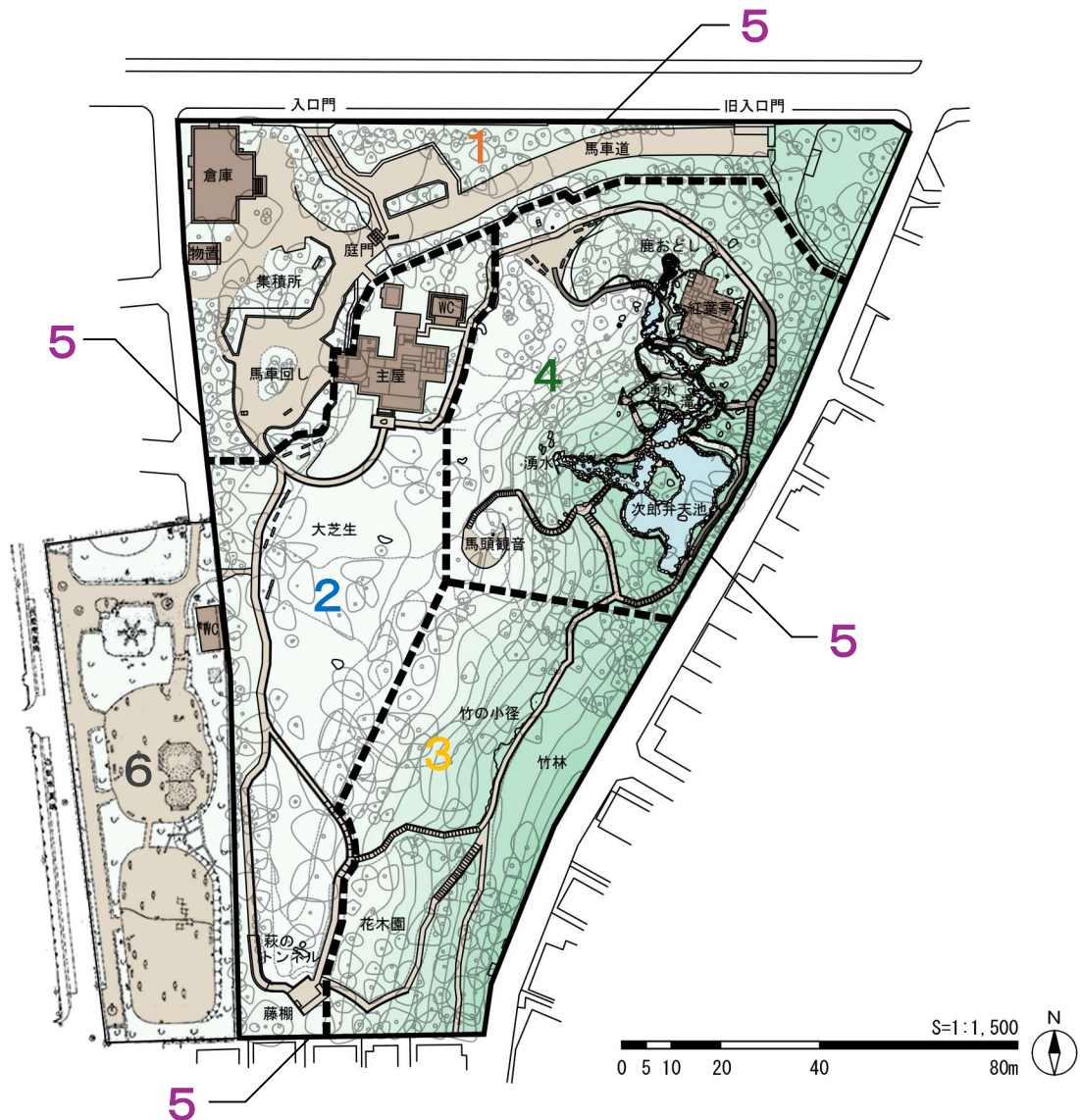


図5：現状と課題の整理区分  
平成23年度と昭和51年度の測量図をもとに作成

## 1. 庭園アプローチ空間

### (1) 旧入口門と馬車道

**現状** 旧入口門は東京都による殿ヶ谷戸庭園の公開（昭和 51 年（1976））に合わせて設置されたものであり、岩崎家時代の入口は、殿ヶ谷戸庭園の東面の国分寺街道沿いにあった。馬車道においても、旧入口門の設置と併せて、部分的に改修されたものだと考えられる。現在は旧入口門と馬車道は閉鎖しており、利用されていない(写真 1、2)。

**課題** 旧入口門は経年により錆の発生や、表面の剥離・欠損、ひび割れ等が見られる。馬車道においてもコンクリート製の擁壁や側溝、園路等に劣化が見られるほか、樹木が成長し歩行の妨げとなっているため、現在の状態では来訪者に公開することは安全上難しい。

### (2) 倉庫

**現状** 倉庫の 1 階は、書庫と庭園管理に必要な道具置場等として利用しており、2 階は関連団体の集会場所等で利用している(写真 3)。地階は浸水被害により床や壁を解体しており、現在は利用することができない。

**課題** これまで倉庫の部分的な補修は行ってきたが、外壁タイルや雨樋等が全体的に劣化してきている。活用面においても、管理機能として利用していることや、浸水被害で利用できない場所があるなど、来園者に倉庫の魅力を伝えることができていない。

### (3) 倉庫・馬車回し周辺

**現状** 倉庫周辺は、庭園管理に必要な道具や材料、発生材等の仮置場として利用されており、管理区間として閉鎖している(写真 4)。馬車回し周辺は、券売所前のオープンスペースとして、自動販売機やベンチが設置されている。

**課題** 倉庫を公開する場合は、倉庫周辺の園路から庭園管理に必要な道具や材料、発生材等の施設が視界に入るため、庭園景観に影響が生じる。馬車回し周辺の中央部には、近年に設置された植栽帯が設けられているが、馬車回し本来の役割を伝えるものではなく、周辺の景観とも馴染んでいない。

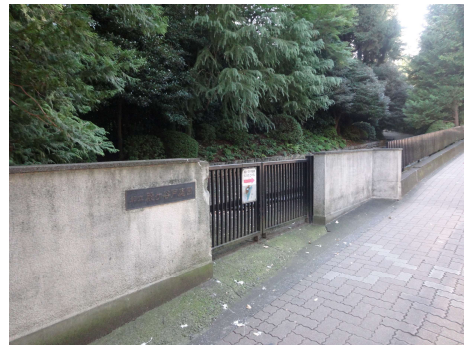


写真 1：閉鎖している旧入口門  
令和 6 年（2024）9 月

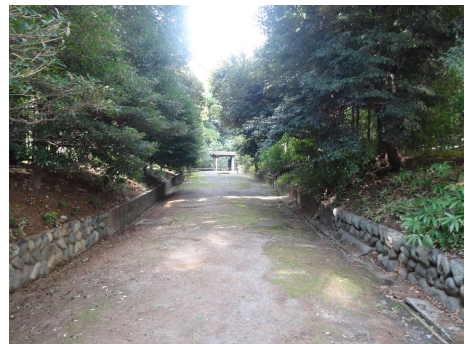


写真 2：閉鎖している馬車道  
令和 6 年（2024）10 月



写真 3：倉庫の道具置場  
令和 6 年（2024）9 月



写真 4：倉庫周辺の状況  
令和 6 年（2024）10 月

## 2. 台地上の芝生地を中心とする洋風庭園

### (1) 主屋

**現状** 主屋は売札所や事務所等を備えた管理施設として利用しているとともに、来園者に向けた展示室を設けて、殿ヶ谷戸庭園の歴史や特徴等の解説をしている(写真 5、6)。

**課題** 主屋は岩崎家時代のものであり、当時の諸室の状況が残っているが、大部分を管理施設として利用しているため、来園者は建物内部を十分に見学することができない。展示室として利用している南面の部屋は、大芝生を望む眺めの良い部屋であるが、大芝生への眺めを意図した利用となっていない。主屋の基礎の石や屋根が経年により劣化しているため、活用のための整備と併せて主屋の修復が望まれる。



写真5：主屋の事務所スペース  
令和6年(2024)9月



写真6：主屋の展示室  
令和6年(2024)9月

### (2) トイレ等

**現状** 殿ヶ谷戸庭園において来園者が利用できるトイレは、主屋の北東部に位置するトイレのみで、他には庭園外の児童公園のトイレとなる。トイレは昭和62年(1987)に設置されたもので、男性用(大1基、小3基)と女性用(大3基)で構成されている(写真7)。

**課題** 多機能便房が設置されていないなど、バリアフリー対応が不十分となっている。また、トイレの入口はグレーチングや側溝による段差があるため、車椅子や乳母車などが利用しづらい状況となっている。



写真7：トイレの外観  
令和6年(2024)9月

### (3) 園路と芝生地

**現状** 現在の石張り園路(約0.9m幅)は、東京都による殿ヶ谷戸庭園の公開(昭和51年(1976))に合わせて改修されたものであり(写真8)、岩崎家時代の園路は土系の舗装であった。

**課題** 洋風庭園一帯は、バリアフリールートとして来園者に発信しているが、石張り舗装の不陸により、車椅子や乳母車を利用しづらい状況となっている。また、主屋東部の一部の園路は、コンクリート舗装へと改修されており、庭園の景観に違和感が生じている。さらに、大芝生付近の一部の園路は経年により芝生地となってしまう、岩崎家時代と比較すると、回遊動線が減少している。



写真8：石張り舗装  
令和6年(2024)10月

### 3. 段丘崖の斜面林

#### (1) 地形

**現状** 敷地南端部は民家の敷地と隣接しており、境界部は庭園外周部の柵と擁壁で構成されている。庭園の地形は北西から南東にかけて地盤が傾斜しているため、庭園の南端部は雨水の流末となっている。

**課題** 降雨時には庭園内の雨水や土砂が隣接する民家の敷地へと流れ込んでしまうため、現在は土嚢を設置して対応している(写真9)。柵と擁壁の間は裸地となっており、年に数回程度、民家側からの植栽管理が必要となっている。



写真9：雨水・土砂の流出対策  
令和6年(2024)10月

### 4. 段丘崖下の次郎弁天池を中心とする和風庭園

#### (1) 紅葉亭

**現状** 紅葉亭の半屋外部分は一般開放され、来園者の休憩等に利用されている。屋内部分は予約制(有料)で、茶会や句会などで定期的に利用されている(写真10)。

**課題** 紅葉亭の電気容量は20Aと小さく、コンセントの数も少ないため、紅葉亭の積極的な活用ができていない。屋根は時々雨漏りすることがあり、その都度、部分的な補修を行っているが、全体的な改修を行わないと、柱や梁等の構造材の損傷に繋がるおそれがある。



写真10：紅葉亭の外観  
令和6年(2024)10月

#### (2) 護岸と石組

**現状** 次郎弁天池は、岩崎家が江口家より本園を買収した際に改修したものであり、その後、部分的な補修等は行われたと思われるが、往時の姿を今に残している(写真11)。

**課題** 樹木の根による護岸・石組の損傷が見られるほか、部分的にモルタル補修された痕跡が見られる。池の水源となっている湧水は、周辺の開発等により湧水量が減少するおそれがあるため、湧水量を正確に記録するための設備の設置が必要である。

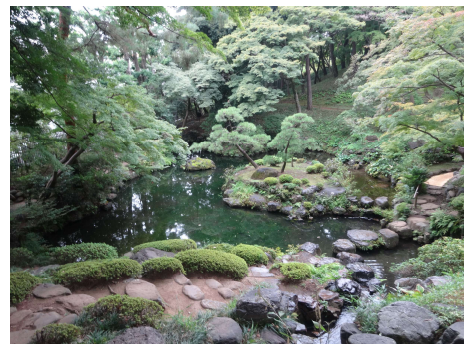


写真11：次郎弁天池の護岸と石組  
令和6年(2024)9月

#### (3) 園路

**現状** 次郎弁天池から紅葉亭に繋がる石段は、簡易的な手すりが西側のみ設置されている(写真12)。

**課題** 本整理区分は地形の高低差が大きく、来園者の動線上の安全性や快適性の確保が課題となっている。また、樹木の根により、園路に不陸が生じている。



写真12：紅葉亭に繋がる石段  
令和6年(2024)9月

## 5. 庭園外周部

### (1) 遮蔽樹木

**現状** 庭園外周部の隣地は、東西南北それぞれ異なり、東面は道路と民家、西面は児童公園、南面は民家、北面は道路とマンションが隣接している。庭園外周部の大部分は植栽地となっており、様々な樹種、大きさの樹木が植栽され、遮蔽効果をもたらしている。

**課題** 植栽地の樹木の密度が薄い箇所があり、庭園内から隣地の建物が見えてしまう箇所があるとともに、外からも庭園の中が見えてしまう箇所がある(写真13)。



写真13：庭園東部の植栽状況  
令和6年(2024)10月

### (2) 外周柵

**現状** 外周柵は東京都による殿ヶ谷戸庭園の公開(昭和51年(1976))に合わせて設置されたものであり、鋼製の縦格子の意匠で統一し、場所に応じて高さを調整している(写真14)。

**課題** 外周部の柵は、経年による劣化が見られる。また、柵は遮蔽効果が低く、庭園内から外の建物等が見えてしまい、庭園景観に影響を与えている。柵に割竹を貼り付けて遮蔽効果を高めている箇所もあるが効果が薄い。



写真14：庭園東部の柵  
令和6年(2024)9月

## 6. 児童公園

### (1) 管理施設と便益施設

**現状** 児童公園は東京都による庭園公開(昭和51年(1976))に合わせて整備されたものであり、岩崎家の時代は本園の敷地の一部であった。

**課題** 文化財である庭園部分の保存活用を踏まえた管理施設・便益施設(売札所、管理事務所、トイレ等)の見直しにあたり、隣接する児童公園部分の活用・再整備も含めて一体的に検討する必要がある(写真15)。



写真15：児童公園の様子  
令和6年(2024)9月

### (2) 園路やトイレ等

**現状** 児童公園には広場やベンチ、トイレ、砂場、時計、防災備蓄倉庫などの施設が設けられており、平日はラジオ体操や太極拳、子ども達の園庭等として利用されている。

**課題** 児童公園は国分寺市のバリアフリー基本構想の重点整備地区に指定されており、公園の出入口や園路、トイレ等のバリアフリー化を推奨しているが、現在、対応することができていない(写真16)。



写真16：児童公園の出入口  
令和6年(2024)10月

## 第5章 整備理念と基本方針

現状課題に対する整備理念と整備方針を、保存活用計画の計画概要を踏まえ、次のとおり定める。

### 1. 整備理念

整備理念を「保存」と「活用」の2項目に分類して定める(表7)。

表7：整備理念

		表7：整備理念	
保存	庭園の歴史的変遷	<p>江口家 殿ヶ谷戸庭園は、江口定條が大正2年(1913)に国分寺崖線の台地や段丘崖の湧水、豊かな植生を有するこの地を別荘としたことに始まる。</p> <p>岩崎家 昭和4年(1929)には、岩崎彦彌太の所有となり、回遊式林泉庭園として庭園の造作や、建造物の改修・新築が行われた。</p> <p>東京都 戦後の財閥解体等の社会動向の変化に伴い、殿ヶ谷戸庭園の存続が危ぶまれたが、昭和49年(1974)に東京都が庭園全域を買収し、昭和54年(1979)に有料制の都立庭園として開園した。平成23年(2011)には、国の名勝に指定された。</p> <p>以上の本園の歴史的変遷を踏まえ、保存の整備理念を次のとおり定める。</p>	
	整備理念	<p align="center"><b>郊外別荘時代の庭園景観を継承するための 本質的価値を構成する諸要素の適切な保存整備</b></p> <p>・殿ヶ谷戸庭園は、近代に発展した郊外別荘の優秀な事例であり、整備にあたっては本質的価値や魅力の向上を図るため、郊外別荘時代の江口家と岩崎家の庭園景観の継承を目指し、史資料等で往時の状況を確認した上で、適切な保存整備を実施する。</p>	
活用	郊外別荘地の暮らし	<p>江口家の暮らし 定條は、武蔵野の優れた自然環境での暮らしを求め、「随宜園」と命名し別荘暮らしを満喫していた。来訪者は、定條を慕う知人や国内外の学生など広く及び、園内で採れた野菜を使った食事や有名店からの出張料理を提供する等、もてなしていた。</p> <p>岩崎家の暮らし 岩崎家は、自給自足の農的な生活や田舎暮らしを求め、現在にも残されている主屋や紅葉亭、倉庫等の建造物を建造し、「国分寺の家」として親しんでいた。全盛期には客人を招待し、ガーデンパーティーが行われた。</p> <p>以上の近代の庭園の利用を踏まえ、活用の整備理念を次のとおり定める。</p>	
	整備理念	<p align="center"><b>近代に発展した郊外別荘での暮らしの追体験の実現と 来園者のニーズや周辺の変化に応じた活用整備</b></p> <p>・近代に発展した郊外別荘地での暮らしの追体験に向けて、便益機能の確保や、バリアフリー機能の充実、周辺の開発や建物等による景観等の変化に応じた庭園外周部での遮蔽植栽など、保存と活用の両立を踏まえた活用整備を実施する。</p>	

## 2. 整備方針

第4章現状と課題で定めた6つの整理区分に分類して、整備方針を定める(表8)。

表8：整備方針

整備方針	1 庭園アプローチ空間	<p><b>庭園アプローチ空間や倉庫の価値を伝えるための整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経年劣化している倉庫や旧入口門、入口門、擁壁、園路等を修復するとともに、馬車道や倉庫、馬車回し周辺の修景整備を行うことで、庭園アプローチ空間や倉庫の価値を伝え、文化財としての魅力の向上を図る。</li> <li>・倉庫は、殿ヶ谷戸庭園の歴史や特徴等を発信するための展示室や、多目的スペースとして活用する。</li> </ul>
	2 台地上の芝生地を中心とする洋風庭園	<p><b>主屋と大芝生が調和した洋風庭園の景観を伝えるための整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経年劣化が見られる主屋の修復や、園路の整備を行うことで、主屋と大芝生が調和した洋風庭園の景観を伝える。</li> <li>・主屋は岩崎家の時代へと保全し、売札所や管理事務所等の機能を他の場所へと移転することで、主屋の室内の見学や休憩が可能な施設として活用する。</li> </ul>
	3 段丘崖の斜面林	<p><b>国分寺崖線の地形と雑木林の風致景観を維持するための整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庭園南部の斜面から外部への土砂の流出対策を行うことで、国分寺崖線の地形と雑木林の風致景観を維持する。</li> </ul>
	4 段丘崖下の次郎弁天池を中心とする和風庭園	<p><b>紅葉亭と池が調和した和風庭園の景観を伝えるための整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経年劣化が見られる紅葉亭や護岸、石組、園路の修復を行うとともに、湧水量を適切に把握・管理することで、紅葉亭と次郎弁天池が調和した和風庭園の景観を伝える。</li> <li>・紅葉亭は予約制の貸出しを継続し、半屋外部分から室内への観賞を図ることで、紅葉亭の室内の見学や休憩が可能な施設として活用する。</li> </ul>
	5 庭園外周部	<p><b>周辺環境の変化に応じた庭園外周部の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺環境の変化や施設の経年劣化を踏まえ、庭園外周部の樹木の補植等の整備や外周柵の改修を行い、本園内における景観保全を図るとともに、外部から見た本園の景観やイメージを改善する。</li> </ul>
	6 児童公園	<p><b>管理施設や便益施設の分散等に関する児童公園の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・殿ヶ谷戸庭園の管理運営には、様々な管理・便益施設(売札所、管理施設、書庫、道具置場、材料置場、発生材置場、トイレ、休憩スペース、展示スペース等)が必要となるため、必要に応じて児童公園部分を含めた再配置を検討する。</li> <li>・整備の際は、出入口や園路、トイレ等のバリアフリー化を実施する。</li> </ul>

## 第6章 整備計画

前章の整備理念と整備方針に基づき、保存に係る計画と活用に係る計画を設定した上で、保存活用のための整備計画を定める。

### 1. 保存に係る計画

保存に係る計画を次のとおり定める(表9、図6)。

表9：保存に係る現状・課題と計画

項目		現状・課題	保存に係る計画
本質的価値を構成する諸要素	庭園	<p><b>現状</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本質的価値を構成する要素の内、庭園に関連するものは、馬車道、大芝生、藤棚、竹の小径、竹林、花木園、次郎弁天池、湧水、滝、灯籠等があり、日常の庭園管理において、適切に維持している。</li> </ul> <p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次郎弁天池の護岸や石組は、経年や樹木の根による影響等により、損傷している箇所が見られる。また、湧水の出る位置が年々低くなっており、庭園景観としても違和感が生じている。</li> <li>・主屋前の大芝生は、日常の庭園管理において定期的に目土を施しており、岩崎家の時代よりも地盤が高くなっている。</li> </ul>	<p><b>① 和風庭園の次郎弁天池の保存</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次郎弁天池の護岸や石組は、経年や樹木の根等の影響により損傷がみられるため、次郎弁天池の保存を行う。</li> <li>・保存にあたっては、事前に池の水抜きを行い、湧水の出る位置や護岸等の損傷箇所を調査し、適切な保存方法を検討した上で実施する。</li> </ul> <p><b>② 洋風庭園の大芝生の保存</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洋風庭園の大芝生は、経年や日常の庭園管理(目土等)によって岩崎家の時代よりも地盤が高くなっているため、大芝生の保存を行う。</li> <li>・保存にあたっては、事前に発掘調査を行い、本来の地盤の高さを確認し、適切な地盤高を検討した上で実施する。</li> </ul>
	歴史的建造物	<p><b>現状</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本質的価値を構成する要素の内、歴史的建造物に関連するものは、主屋、紅葉亭、倉庫の3棟があり、経年等により損傷が見られる箇所は、その都度、部分的な補修を行っている。</li> </ul> <p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主屋と紅葉亭の屋根は、時々雨漏りすることがあり、全体的な改修を行わないと、損傷に繋がるおそれがある。また、主屋、紅葉亭、倉庫において、内外装の経年劣化が見られる。</li> </ul>	<p><b>③ 歴史的建造物の保存</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主屋、紅葉亭、倉庫は、経年等により屋根や基礎、内外装に損傷が生じているため、歴史的建造物の保存を行う。</li> <li>主屋の屋根の素材は、近年の改修により岩崎家の時代のものとは異なっていると同時に、展示室(旧食堂)の柱や腰壁、建具等は、近年に塗装されたと思われ、色味に違和感が生じているため、適切な処置を施す。</li> <li>・保存にあたっては、事前の詳細調査により損傷箇所等を特定し、適切な保存方法を検討した上で実施する。</li> </ul>

③経年等により損傷が生じている倉庫の保存を行う。

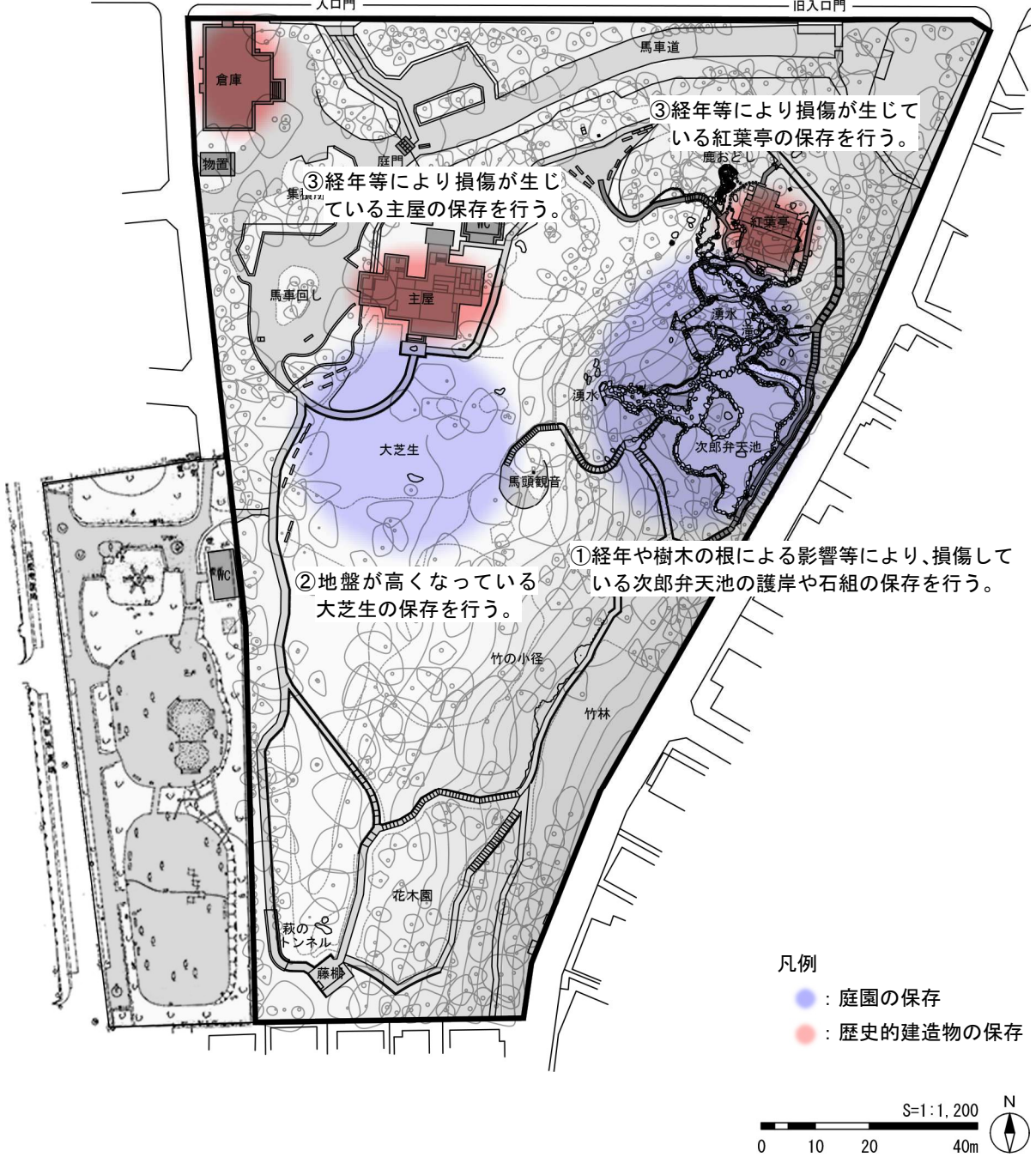


図6：保存に係る計画図  
平成23年度と昭和51年度の測量図をもとに作成

## 2. 活用に係る計画

活用に係る計画を「来園者の利用」と「建築物の活用方法」の2項目に分類して定める。

### (1) 来園者の利用

来園者の利用に係る計画を次のとおり定める(表10、図7)。

表10：活用に係る現状・課題と計画

項目		現状・課題	活用に係る計画
来園者の利用	導入部	現状	<b>① 本園導入部の馬車道の追体験</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>岩崎家時代の庭園導入部である馬車道の追体験に向けて、旧入口門を主要な入口へと変更する。</li> <li>本園への主要な入口の変更に伴い、旧入口門を「正門」として、入口門を「通用門」としてそれぞれ改名するとともに改修を行い、門の位置付けを明確にする。</li> </ul>
		課題	
	回遊動線	現状	<b>② 大芝生から主屋への展望の追体験</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>岩崎家時代の大芝生から主屋への展望の追体験に向けて、台地上の芝生地を中心とする洋風庭園の回遊動線の復元を行う。</li> <li>回遊動線の復元に伴い、バリアフリー動線の回遊を図るとともに、舗装のバリアフリー化を行う。</li> </ul>
		課題	
	利用施設	現状	<b>③ 郊外別荘での暮らしの追体験</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>主屋、倉庫、紅葉亭の価値を来園者に伝えるとともに、郊外別荘時代の追体験に向けて、現在の管理施設の移設や、活用のための整備を実施し、積極的な公開を図る。</li> <li>管理施設の移設先は、文化財の保存を前提としつつ、必要な規模を検討の上、岩崎家時代の建造物が存在した主屋周辺（主屋北側）や児童公園の敷地の一部の活用を図る。</li> </ul>
		課題	

①入口門の名称を「通用門」へと改名し、正門を引き立てるような意匠の門へと整備する。

①旧入口門を本園への主要な入口へと変更し、名称を「正門」へと改名して、正門にふさわしい意匠の門へと整備する。

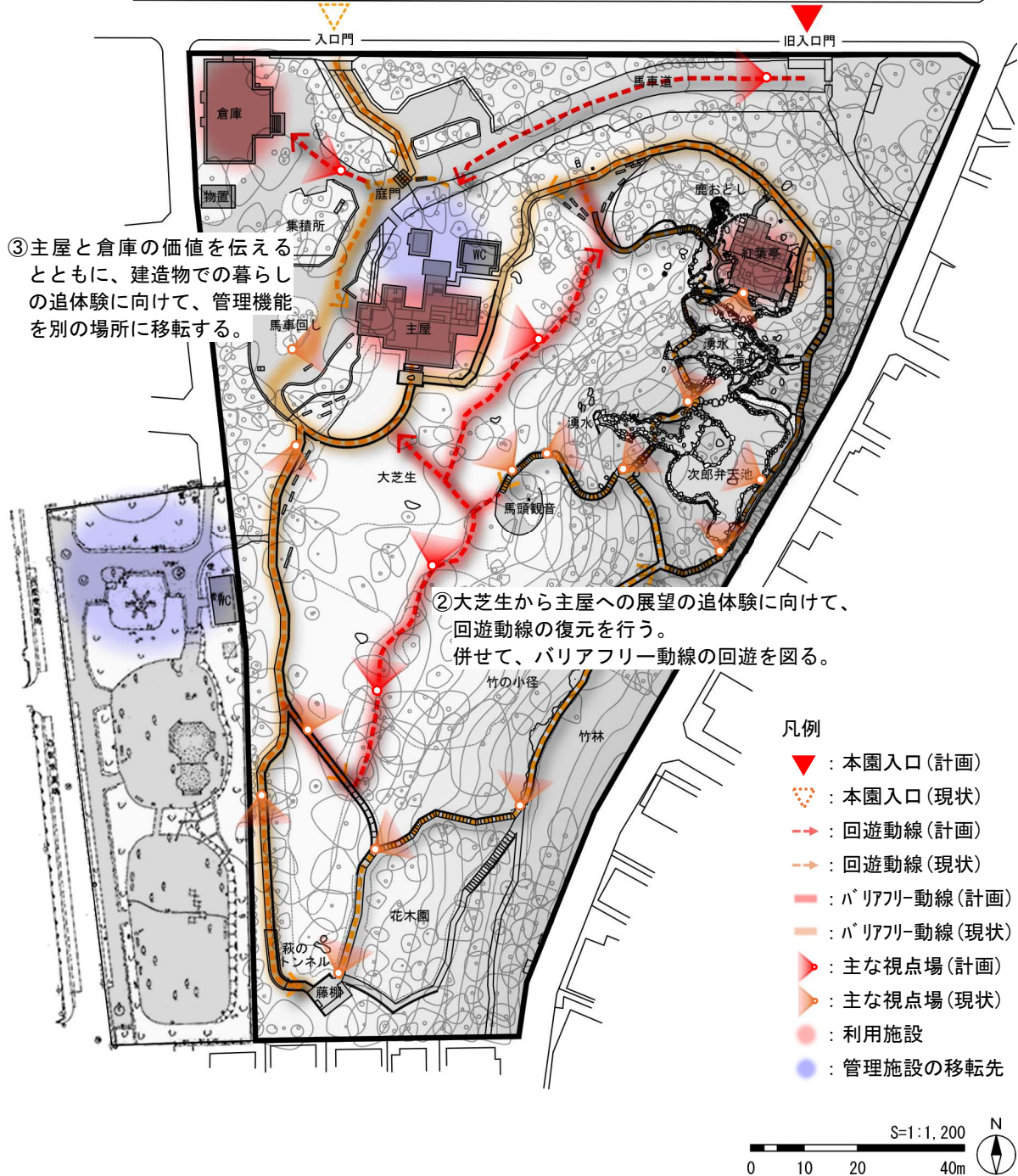


図7：活用に係る計画図  
平成23年度と昭和51年度の測量図をもとに作成

## (2) 建築物の活用方法

### ① 管理施設の現状と規模設定

現状の管理施設は、職員の人数に対して面積や機能が足りず、手狭となっていることを踏まえ、今後必要な管理施設の規模の設定を行う(表 11)。

表 11：管理施設の現状と規模設定

	機能	条件	規模設定		現状	
① 管理施設	管理事務所	職員 10 名 ・事務職：3 名 ・造園職：2 名 ・農園芸：3 名 ・その他：2 名	約 100 m <sup>2</sup> ・事務所：50 m <sup>2</sup> ・トイレ：5 m <sup>2</sup> ・会議室：20 m <sup>2</sup> ・その他：25 m <sup>2</sup>	約 120 m <sup>2</sup>	約 80 m <sup>2</sup> 主屋の一部を利用 ・事務所：50 m <sup>2</sup> ・トイレ：5 m <sup>2</sup> ・その他：25 m <sup>2</sup>	約 88 m <sup>2</sup>
	売札所	窓口 4 名 ・通常時：2 名 ・繁忙期：4 名	約 20 m <sup>2</sup> ・受付：15 m <sup>2</sup> ・トイレ：2 m <sup>2</sup> ・納戸：3 m <sup>2</sup>		約 8 m <sup>2</sup> ・主屋の一部を利用	
② その他の管理施設	休憩所	職員 10 名 ボランティア等	約 30 m <sup>2</sup> ・職員用：15 m <sup>2</sup> ・その他：15 m <sup>2</sup>	約 90 m <sup>2</sup>	約 30 m <sup>2</sup> ・主屋の一部とポンプ小屋を利用	約 43 m <sup>2</sup>
	水回り	職員 10 名	約 45 m <sup>2</sup> ・トイレ：5 m <sup>2</sup> ・シャワー室等：40 m <sup>2</sup>		約 13 m <sup>2</sup> ・主屋の分棟部を利用	
	物置	室内	約 15 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>	
③ 庭園管理施設	作業兼道具置場	農園芸 3 名	約 75 m <sup>2</sup> ・現状と同程度の規模	約 90 m <sup>2</sup>	約 74 m <sup>2</sup> ・倉庫の 1 階を利用	約 89 m <sup>2</sup>
	物置	半屋外	約 15 m <sup>2</sup> ・現状と同程度の規模		約 15 m <sup>2</sup> ・倉庫周辺の物置を利用	

### ② 管理施設の配置方法

管理施設の配置は、必要な管理施設の規模等を踏まえ、次の方法で検討を進める(表 12)。

表 12：管理施設の配置方法

管理機能	配置先	概要
① 管理施設 (約 120 m <sup>2</sup> )	主屋周辺 (主屋北側)	・昭和 36 年の減築後の主屋の範囲を活用し、①管理施設を配置する(図 8)。
② その他の管理施設 (約 90 m <sup>2</sup> ) ③ 庭園管理施設 (約 90 m <sup>2</sup> )	児童公園の一部敷地	・児童公園の一部に、②その他の管理施設と、③庭園管理施設を配置する(図 11)。

名勝指定範囲内への管理施設の配置にあたっては、往時の主屋の範囲を活用することが考えられるが、昭和 9 年の建築当初の範囲まで活用する場合は、外観の再現に必要な史資料の不足、周辺の庭園景観への影響、建造物の耐震性の確保等の課題が多いことから、管理施設の配置での活用は、昭和 36 年の減築後の主屋の範囲に留め(図 8)、一部の管理施設は別途、児童公園の一部敷地に配置することとする(図 11)。

ただし、今後の発掘調査等の結果によっては、より遺構保存等への影響が少ない案の可能性も含め、再度見直しを行うものとする。

### ③ 主屋の活用方法

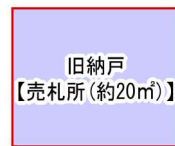
管理施設を主屋に隣接した北側（昭和 36 年の減築後の主屋の範囲）と児童遊園の敷地の一部に整備・移転することを踏まえ、主屋の活用方法を次のとおり定める（表 13、図 8）。

表 13：主屋の活用方法

項目		概要
活用の考え方		家具や装飾を含めて内部を岩崎家時代の姿へと再現し、洋風庭園を眺めながら見学や休憩をすることのできる、郊外別荘での暮らしの追体験を図る。
公開範囲	旧玄関・旧応接間・旧客間・旧ベランダ	見学・休憩 テーブルや椅子、ソファの利用
	旧食堂	喫茶 有料の喫茶の利用
	現和室	貸出し イベント会場等として利用（予約制の貸出し）
管理スペース (非公開範囲)	旧納戸	配膳室 喫茶のための配膳室として利用
	旧使用人室等（新設部分）	管理施設 管理事務所・売札所として利用

#### 売札所

- ・売札所の位置は、アプローチ園路に近い建築当初の主屋の納戸付近を想定しているが、本園へのアプローチや管理施設の配置、管理方法、往時の建造物の配置等を踏まえ、詳細は今後検討する。
- ・売札所の外観は、往時の主屋の姿へ再現し、内部は売札所の機能に適した仕様へと整備する。



#### 凡例

- : 公開範囲（常時）
- : 公開範囲（予約）
- : 管理スペース（非公開範囲）
- : 新設部分

#### 管理施設

- ・管理方法や公開範囲、利用方法、景観等を考慮し、昭和 36 年の減築後の主屋の範囲を活用して管理施設を配置する。
- ・管理施設の外観は、往時の主屋の姿へ再現し、内部は管理施設の機能に適した仕様へと整備する。

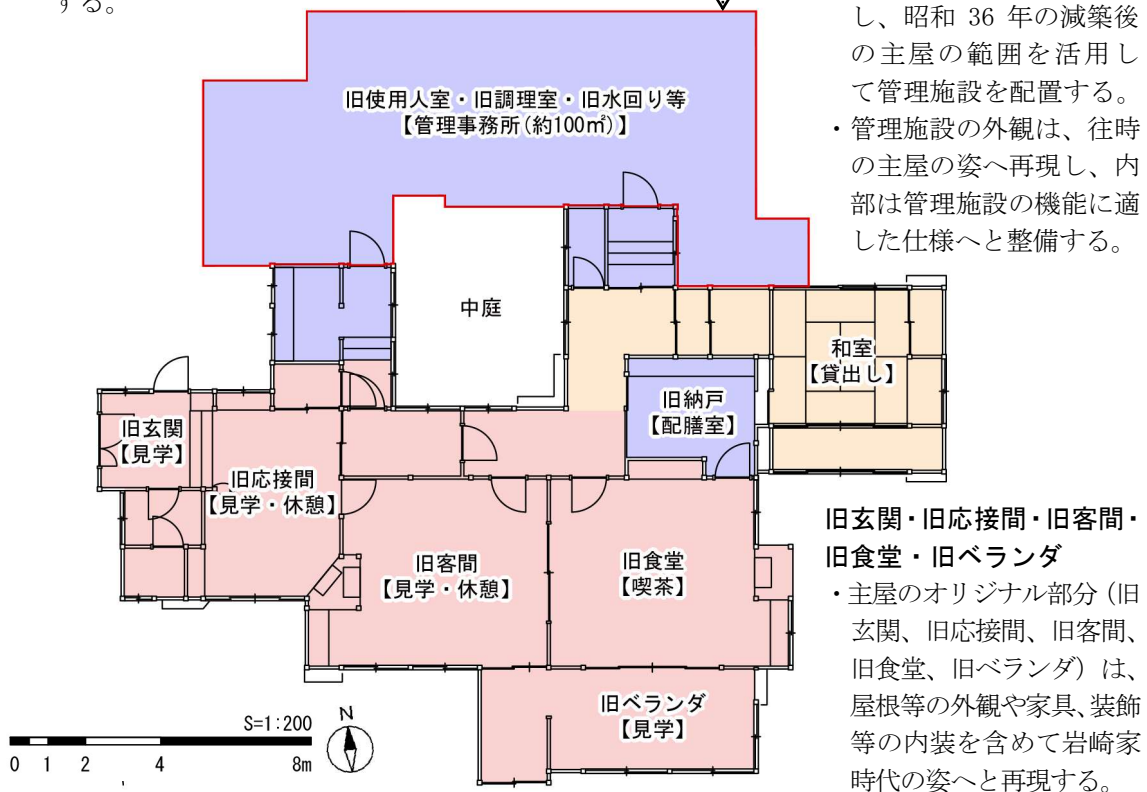


図 8：主屋の活用方法

平成 21 年（2009）の平面図と昭和 36 年（1961）の平面図をもとに作成

#### ④ 倉庫の活用方法

管理施設を主屋に隣接した北側（昭和 36 年の減築後の主屋の範囲）と児童公園の敷地の一部に整備・移転することを踏まえ、倉庫の活用方法を次のとおり定める（表 14、図 9）。

表 14：倉庫の活用方法

項目		概要
活用の考え方		浸水被害を受けている地階の修復や、展示に必要な整備等を行い来園者に解放することで、倉庫や殿ヶ谷戸庭園の価値を発信し、岩崎家時代の郊外別荘の暮らしの追体験を図る。
公開範囲	1 階（南側）	展示室 パネル・模型展示室として利用
	1 階（北側）	展示室 映像展示室として利用
	2 階	貸出し イベント会場等として利用（予約制の貸出し）
管理スペース （非公開範囲）	地階	書庫等 既存の棚を活用した書庫等として利用

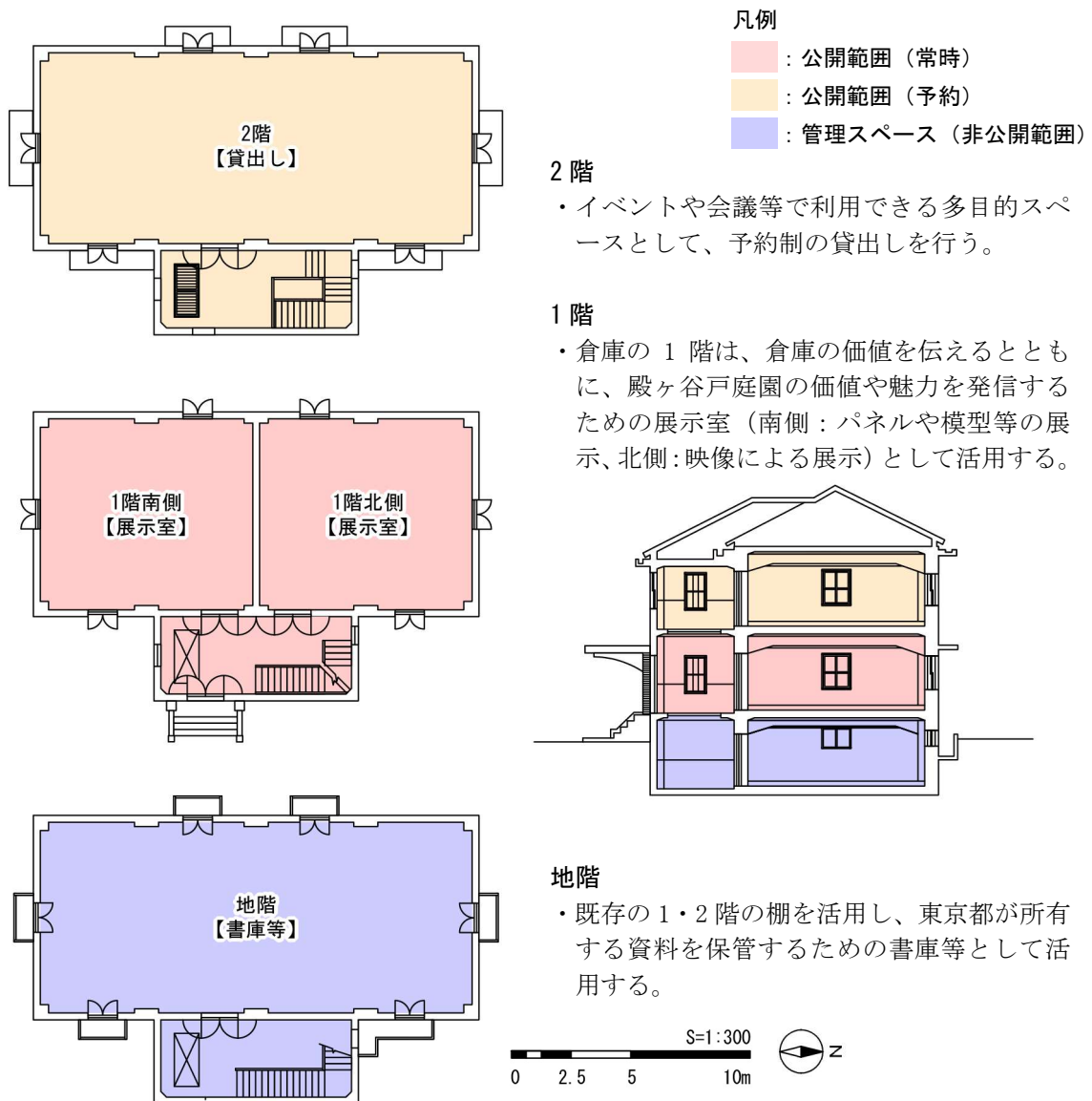


図 9：倉庫の活用方法

平成 21 年（2009）の平面図・断面図をもとに作成

## ⑤ 紅葉亭の活用方法

紅葉亭の活用方法を次のとおり定める(表 15、図 10)。

表 15 : 紅葉亭の活用方法

項目		概要
活用の考え方		これまでの予約制の貸出しを継続するとともに、侵入防止措置を施すことで、6 畳間と 10 畳間の雨戸を解放し、半屋外部分から室内への観賞を図り、来園者に紅葉亭の魅力や価値を発信する。
公開範囲	半屋外部分	観賞・休憩 和風庭園と室内への観賞・縁側での休憩
	6 畳間・10 畳・玄関	貸出し イベント会場等として利用 (予約制の貸出し)
管理スペース (非公開範囲)	—	—

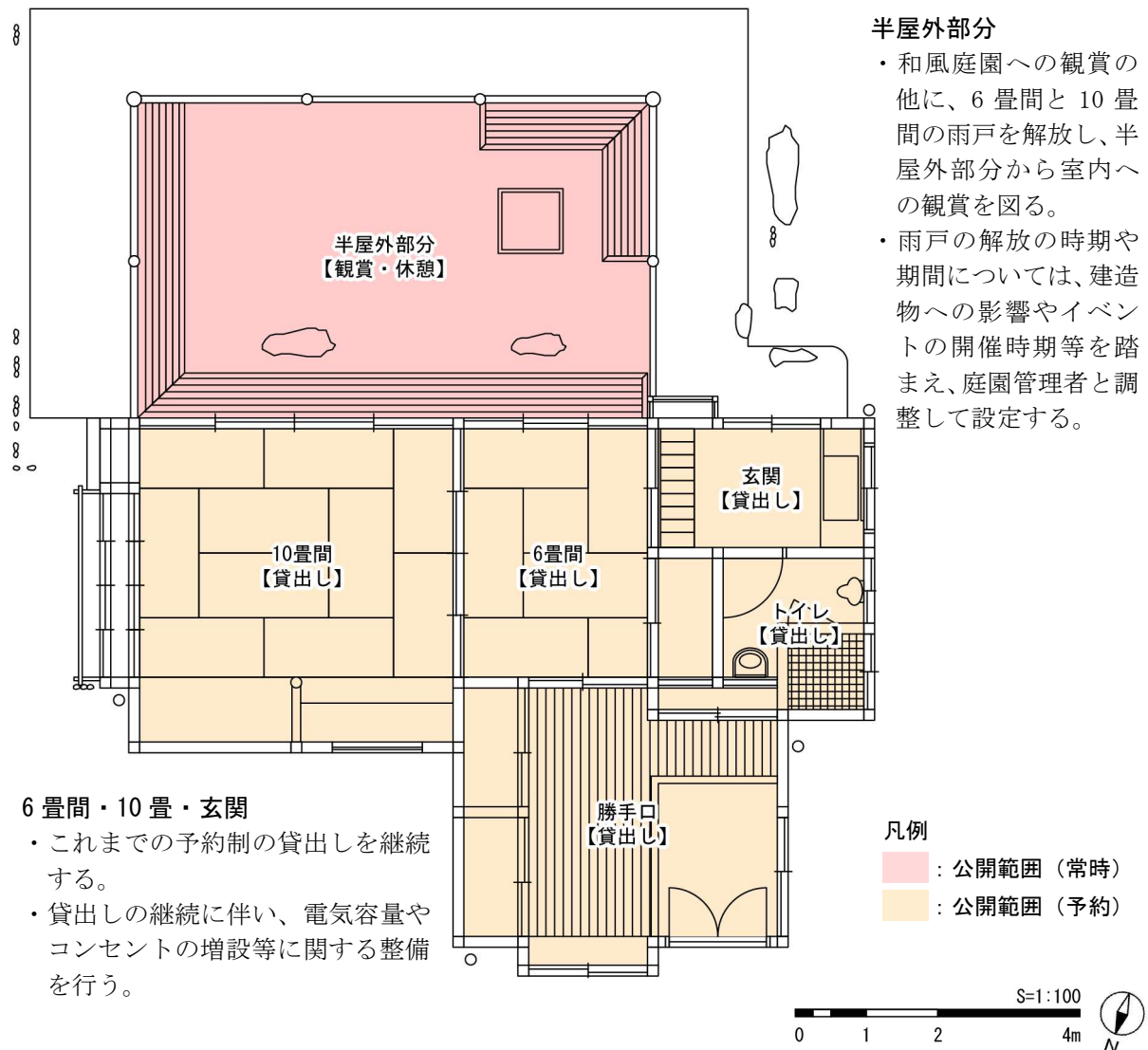


図 10 : 紅葉亭の活用方法  
平成 21 年 (2009) の平面図をもとに作成

### 3. 保存活用のための整備計画

保存や活用に係る各計画を踏まえ、整備計画を次のとおり定める(表 16、図 11-17)。

表 16：保存活用を踏まえた整備計画

項目	整備計画
1 庭園 アプローチ 空間	<p>① 旧入口門と入口門の改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧入口門と入口門は経年により劣化しているとともに、岩崎家時代の庭園導入部である馬車道の追体験に向けて、旧入口門と入口門の改修を行う。</li> <li>旧入口門（正門）は、郊外別荘の正門にふさわしい意匠のものとし、入口の滞留空間の確保や東側の国分寺街道から入るような疑似体験を図るため、門扉の位置と向きを馬車道に直角となるように移動する。</li> <li>入口門（通用門）は、正門を引き立てるような規模・意匠のものとする。</li> </ul>
	<p>② 馬車道の改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>馬車道を構成する擁壁や側溝、園路の経年劣化を踏まえ、馬車道全体の改修を行う。</li> <li>岩崎家時代の馬車道は、植栽帯により外と内の空間が仕切られていたが、現在は北側の道路と馬車道が隣接し、道路から馬車道が直接見えてしまうため、馬車道の北側の線形を内側へと変更し、新たな植栽帯を設ける。</li> </ul>
	<p>③ 既存樹木の整理と修景植栽</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧入口門と馬車道の改修に合わせて、既存樹木の整理（移植、伐採、剪定）を行うとともに、修景植栽を施す。</li> <li>現在の馬車道沿いの植栽は、南側がモッコクで統一されているのに対し、北側は様々な樹種の樹木が混在してしまっているため、モッコクを主とした馬車道沿いの修景植栽を行う。</li> </ul>
倉庫	<p>④ 倉庫の修復</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>倉庫は外壁タイルや雨樋等が経年劣化しているとともに、室内についても天井や梁が露出し、地階が浸水被害で利用できない状態にあるため修復を行う。</li> <li>今後、地階が浸水被害を受けないような対策を講じる。</li> </ul>
	<p>⑤ 倉庫の活用に関する整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1階は、倉庫の価値を伝えるとともに、本園の価値や魅力を発信するための展示室（南側：パネルや模型等の展示、北側：映像による展示）として活用していくため、展示に必要なインフラ等の設備や展示施設等の整備を行う。</li> <li>2階は、イベントや会議等で利用できる多目的スペースとして、予約制の貸出しを行うため、貸出しに必要なインフラ等の設備等の整備を行う。</li> <li>地階は、東京都が所有する資料などを保管するための書庫等として活用するため、既存の棚を活用して資料の保管に必要な整備を行う。</li> <li>倉庫の活用に伴い、現在の庭園管理施設は、児童公園の敷地の一部へと移設する。</li> </ul>

項目	整備計画
1 庭園アプローチ空間	<p><b>⑥ 倉庫周辺の管理施設の移設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>倉庫の活用に伴い、倉庫周辺に設置されている管理施設（物置や資材等）を、倉庫周辺の目立たない場所や、新たに設置する児童公園の施設へと移設する。</li> <li>発生材の仮置場には、目隠しのための建仁寺垣が設置されているが、経年劣化しているため、管理施設の移設に伴い、耐久性のあるものへと改修する。</li> </ul>
	<p><b>⑦ 既存樹木の整理と修景植栽</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>倉庫付近の既存樹木は、倉庫の屋根や外壁に影響を与える可能性があるため、剪定又は必要に応じて伐採を行う。</li> <li>管理施設の一部が直接視野に入らないよう、適切な樹種の修景植栽を行う。</li> </ul>
	<p><b>⑧ 馬車回しの植栽帯の撤去</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>売札所の位置の変更に伴い、岩崎家時代の馬車回しの景観を継承するため、近年に設置された馬車回し中央の植栽帯を撤去する。</li> </ul>
2 台地上の芝生地を中心とする洋風庭園	<p><b>⑨ 主屋の修復</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主屋の基礎石や屋根、室内の床や壁等の経年劣化が見られるとともに、近年の改修によって岩崎家時代の状況と異なる部分があるため、事前の詳細調査を実施し、損傷箇所や近年の改修箇所等を特定した上で適切な修復を行う。</li> </ul>
	<p><b>⑩ 管理施設の設置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現存する主屋の価値を来園者に伝えるとともに、往時の郊外別荘の暮らしの追体験に向けて活用を図るため、主屋の北側に新たに管理施設を整備し、現在の主屋で担う管理機能の一部を移転する（その他の管理機能は、児童公園敷地の一部に新たに整備する管理施設に移転する）。</li> <li>管理施設は、岩崎家時代（昭和36年の減築後）の建物形状を踏まえて整備するとともに、外観は庭園景観の重要な要素となるため、材料や手法について可能な限り往時の状況を再現することとし、内部は管理運営に適した仕様として整備する。</li> <li>管理施設の設置に伴い、現在、大部分を管理事務室として利用している主屋（旧玄関、旧応接間、旧客間、旧食堂、旧ベランダ）は、来園者へと開放する。</li> </ul>
	<p><b>⑪ 主屋の活用に関する整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主屋のオリジナル部分（旧玄関、旧応接間、旧客間、旧食堂、旧ベランダ）は、家具や装飾を含めて岩崎家時代の姿へと再現し、来園者へと開放する。また、主屋の室内の見学や休憩、喫茶に必要な施設の整備を行う。</li> </ul>
	<p><b>⑫ トイレの撤去と新設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存のトイレは、景観への影響や、バリアフリー対応、経年劣化等を踏まえ撤去する。新設するトイレは、庭園景観や利便性等を考慮し、馬車回し周辺に設置し、バリアフリーに対応したデザインとする。</li> </ul> <p><b>⑬ ポンプ小屋等の改修</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存のポンプ小屋等は、新設する管理施設や景観への影響を考慮し、雨風を防げる必要最低限の機能のものへと改修する。</li> </ul>

項目	整備計画
2 台地上の芝生地を中心とする洋風庭園	<p><b>園路</b></p> <p>⑭ 園路と芝生地の復元</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岩崎家時代の大芝生から主屋への展望の追体験や、バリアフリー動線の回遊を図るため、岩崎家時代の図面を参考に、台地上の芝生地を中心とする洋風庭園の園路の復元を行う。</li> <li>・園路の復元にあたっては、日常の庭園管理の目土等によって、岩崎家の時代よりも園路や芝生の地盤が高くなっていることが想定されるため、事前に発掘調査を実施し、本来の園路や芝生の地盤高を確認した上で実施する。</li> </ul>
	<p>⑮ 舗装の改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不陸があり利用しづらい石張り舗装や豆砂利舗装、景観に影響を与えているコンクリート舗装は、庭園景観や耐久性、歩行性、バリアフリーを考慮した舗装へと改修する。</li> </ul>
3 段丘崖の斜面林	<p><b>地形</b></p> <p>⑯ 排水施設の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨等による隣地沿いの斜面地の土砂流出を防止するため、庭園の南面の外周柵沿いに側溝を設置し対策する。</li> </ul>
	<p>⑰ 法面保護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外周柵と擁壁の間の裸地の部分は、土砂の流出や実生等が成長しないよう、固化材やコンクリート等で被覆し対策する。</li> </ul>
4 段丘崖下の次郎弁天池を中心とする和風庭園	<p><b>紅葉亭</b></p> <p>⑱ 紅葉亭の修復</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紅葉亭の屋根は経年劣化が著しく雨漏りが発生しているため、屋根を含めた全ての箇所を事前調査を実施し、損傷箇所を特定した上で適切な修復を行う。</li> </ul>
	<p>⑲ 紅葉亭の活用に関する整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紅葉亭は、これまでの予約制の貸出しを継続するとともに、6畳間と10畳間の雨戸を解放し、半屋外部分から室内への観賞を図るため、電気容量やコンセントの増設や、侵入防止措置等に関する整備を行う。</li> </ul>
	<p><b>護岸と石組</b></p> <p>⑳ 護岸の修復</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・護岸は樹木の根や経年等によって損傷している箇所があるため、池の水抜きを実施し、損傷箇所を特定した上で適切な修復を行う。</li> </ul> <p>㉑ 石組の修復</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石組は樹木の根や経年等によって損傷している箇所があるとともに、湧水の出る位置が年々低くなっているのが見られ、庭園景観に違和感が生じているため、事前調査を実施し、損傷箇所等を特定した上で適切な修復を行う。</li> </ul> <p>㉒ 湧水の流量計の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湧水は周辺の開発等により湧水量が減少するおそれがあるため、湧水量を正確に記録するための流水計を設置し、継続的に経過観察を実施する。</li> </ul>

項目		整備計画
4 段丘崖下の次郎弁天池を中心とする和風庭園	園路	<b>㉓ 手摺の設置</b> ・次郎弁天池周辺は地形の高低差が大きく、来園者の動線上の安全性や快適性の確保が課題となっているため、次郎弁天池から紅葉亭に繋がる石段には、景観に配慮の上、手摺を設置し対策を図る。
		<b>㉔ 園路の改修</b> ・樹木の根等により園路に不陸等が生じている箇所については、園路の改修を行い、来園者の安全性や快適性を確保する。
5 庭園外周部	遮蔽樹木	<b>㉕ 遮蔽樹木の植栽</b> ・庭園外周部の植栽地において、樹木の密度が薄く園内から隣地の建物が見えてしまう箇所や、外から園内の中が直接見えてしまう箇所については、周辺の樹木の樹種等を考慮して遮蔽植栽を行う。
	外周柵	<b>㉖ 外周柵の改修</b> ・遮蔽効果が低く経年による劣化が見られる外周柵は、遮蔽効果や耐久性が高い、郊外別荘にふさわしい意匠のものへと改修する。
6 児童公園	管理施設と便益施設	<b>㉗ 管理施設の設置</b> ・文化財である本園の保存活用を踏まえた管理施設・便益施設（売札所、管理事務所、トイレ等）の見直しにあたり、隣接する児童公園部分に新たな施設を設置して機能を分散する。 ・児童公園の敷地は、岩崎家時代の別荘敷地の一部であり、名勝指定範囲に隣接することも踏まえ、新たに設置する管理施設は、庭園景観に影響を与えないよう極力簡素なものとし、また、地域住民等による児童公園の利用にも配慮して設置する。
	園路やトイレ等	<b>㉘ 出入口の改修</b> ・児童公園の出入口は段差があり、車止めも設置されているため、車椅子利用者の出入りが困難であることから、出入口を改修し、バリアフリー化を図る。
		<b>㉙ 園路の改修</b> ・舗装の経年劣化等により園路に不陸が生じ、利用しづらい状況にあるため、園路の改修を行う。改修の際は点字ブロックを設置し、バリアフリー化を図る。
		<b>㉚ トイレの改修</b> ・トイレは老朽化しているとともに、バリアフリー機能が不十分であるため改修する。改修にあたっては、管理施設の設置と合わせて配置や規模を検討する。

<整備計画図>

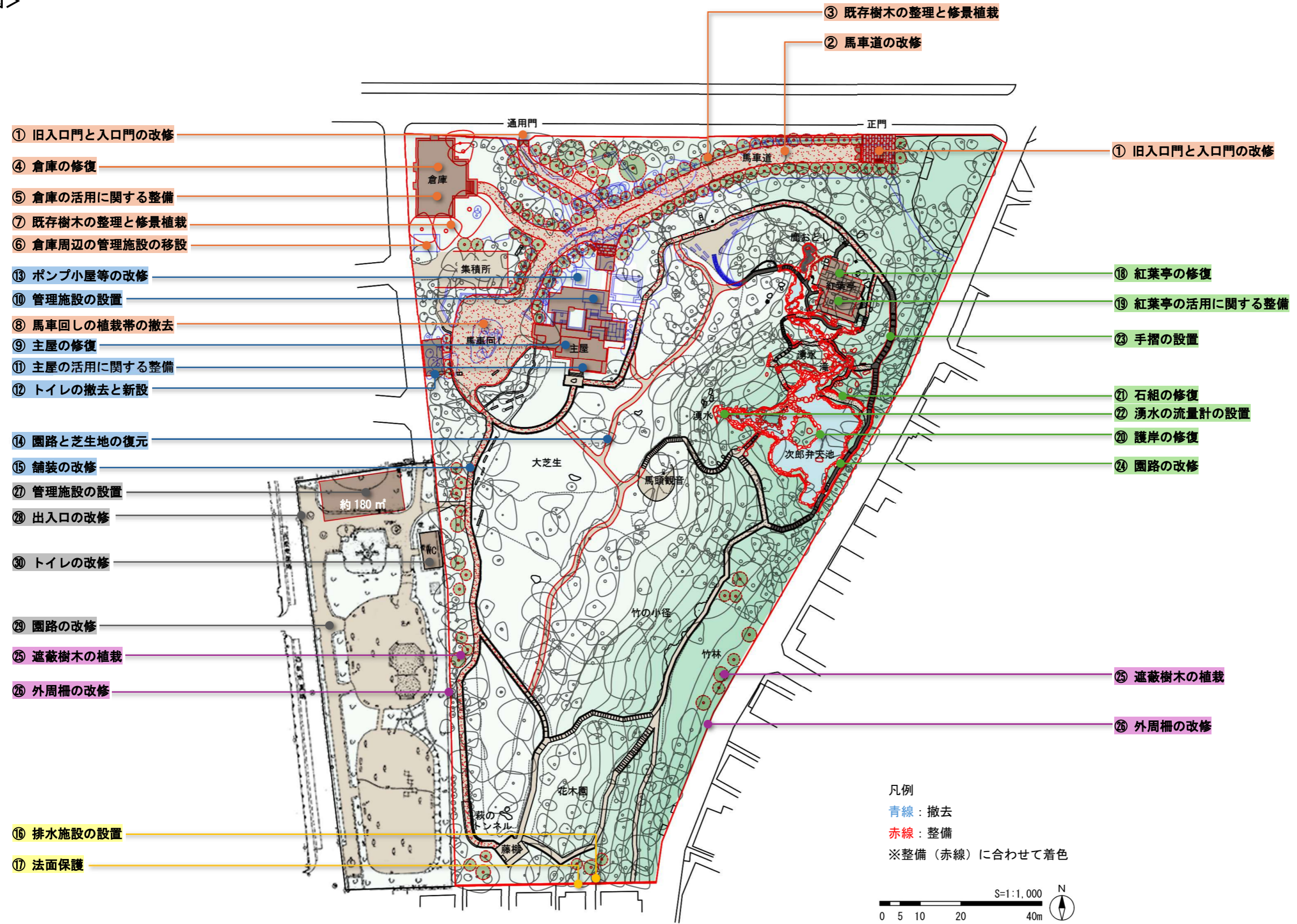


図 11：整備計画図  
 平成 23 年度と昭和 51 年度の測量図をもとに作成

## <整備イメージ図（主要な整備）>

### 1 庭園アプローチ空間（旧入口門と馬車道）

- ① 旧入口門と入口門の改修
- ② 馬車道の改修
- ③ 既存樹木の整理と修景植栽



写真 17：旧入口門と馬車道の現状  
令和 6 年（2024）10 月

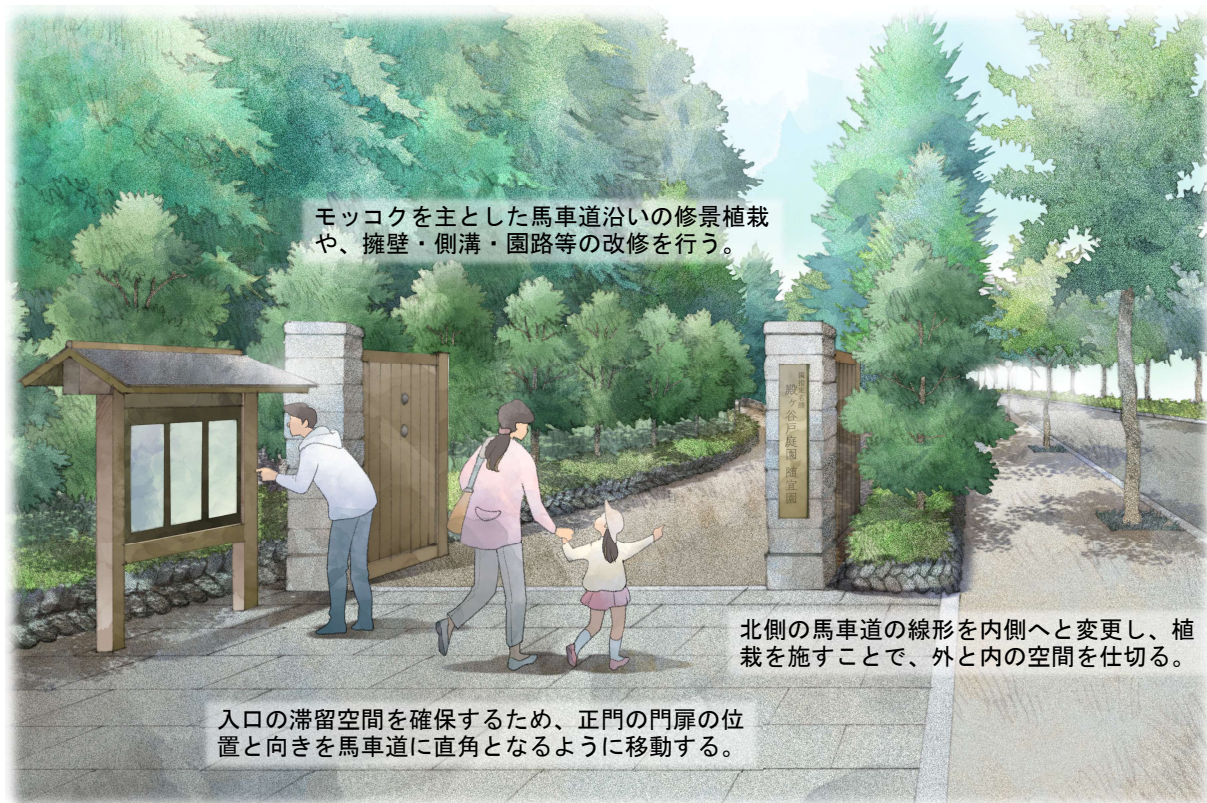


図 12：正門と馬車道の整備イメージ図

## 1 庭園アプローチ空間（倉庫）

- ④ 倉庫の修復
- ⑤ 倉庫の活用に関する整備



写真 18：倉庫（1階）の現状  
令和6年（2024）11月

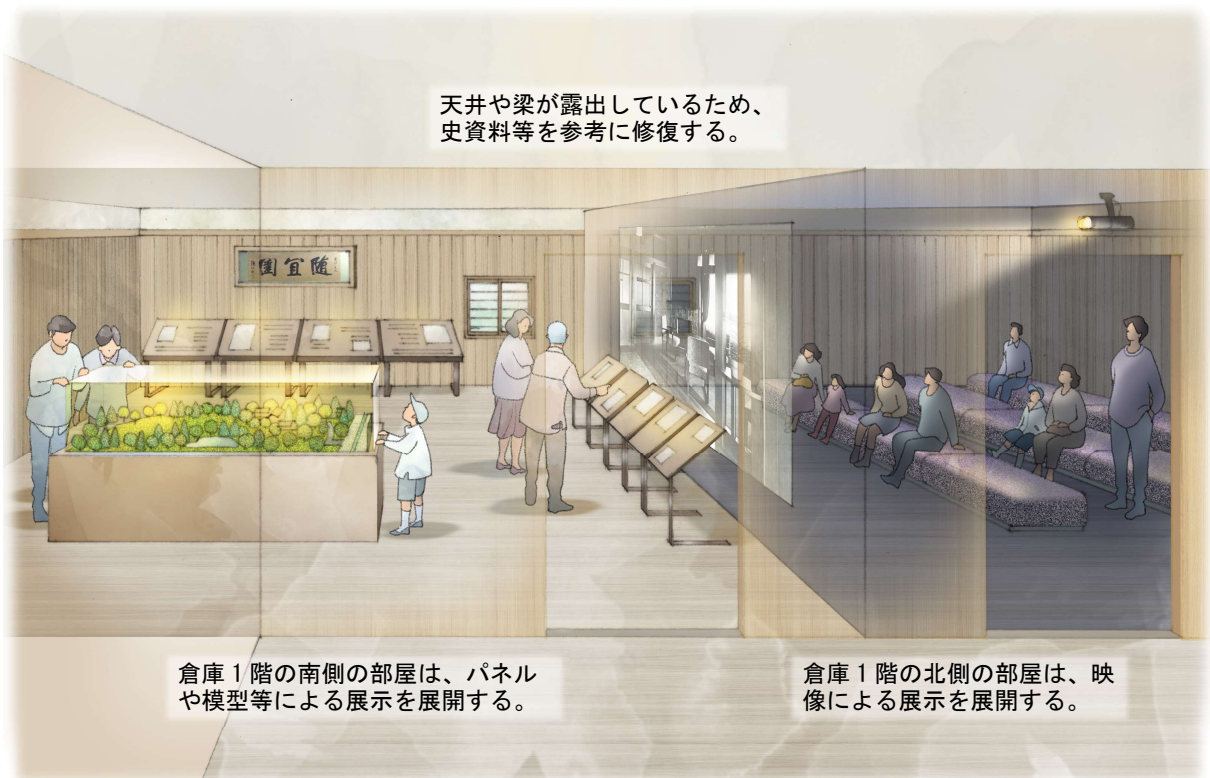


図 13：倉庫（1階）の整備イメージ図

## 2 台地上の芝生地を中心とする洋風庭園（主屋）

- ⑩ 管理施設の設置
- ⑪ 主屋の活用に関する整備



写真 19：売札所と周辺の現状  
令和 6 年（2024）10 月



図 14：売札所周辺の整備イメージ図

## 2 台地上の芝生地を中心とする洋風庭園（主屋）

- ⑨ 主屋の修復
- ⑩ 主屋の活用に関する整備



写真 20：主屋（旧応接間と旧客間）の現状  
令和 6 年（2024）11 月

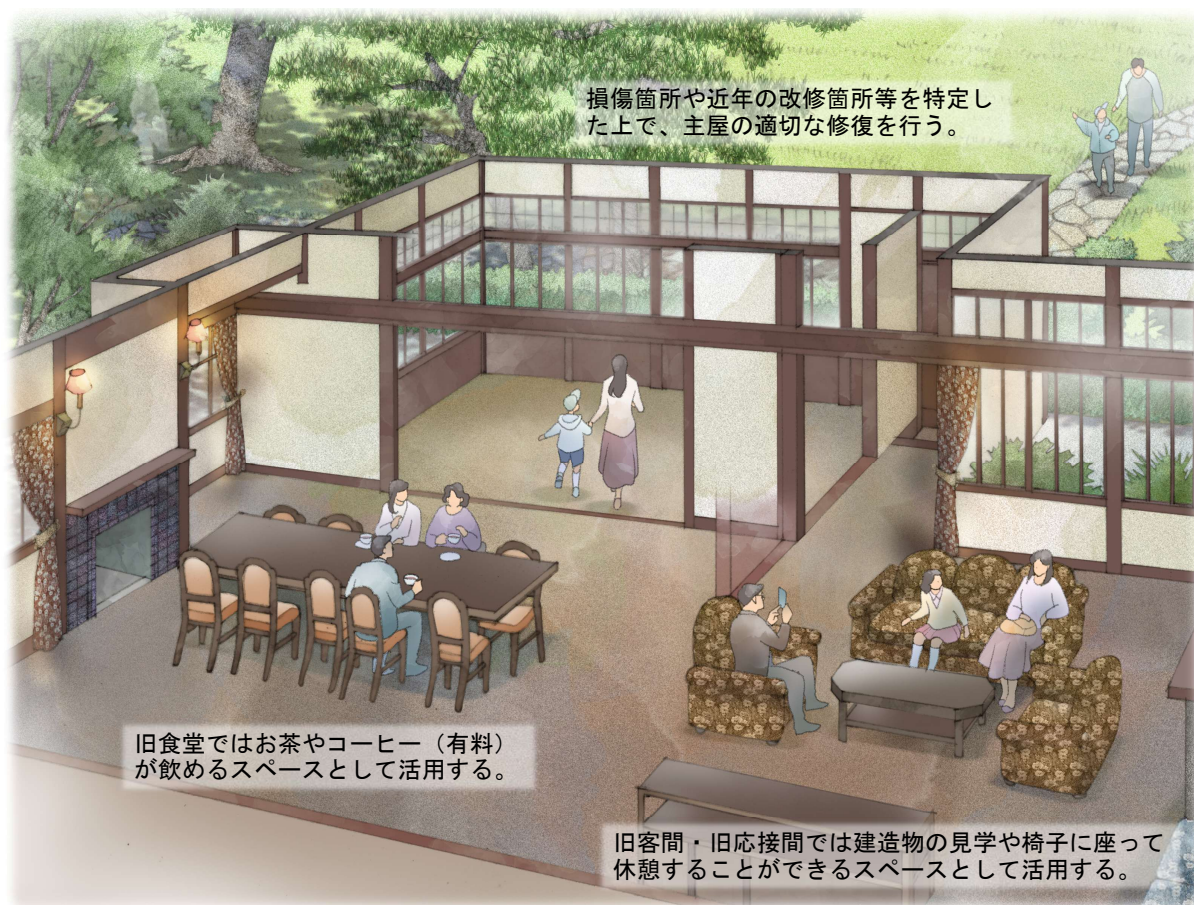


図 15：主屋（室内）の整備イメージ図

## 2 台地上の芝生地を中心とする洋風庭園（園路）

- ⑭ 園路の復元
- ⑮ 舗装の改修



写真 21：大芝生から主屋への景観  
令和 6 年（2024）11 月



不陸のある石張り舗装等は、庭園景観や耐久性、歩行性、バリアフリーを考慮した舗装へと改修する。

大芝生から主屋への展望の追体験や、バリアフリー動線の回遊を図るため、園路の復元を行う。

図 16：園路の整備イメージ図

#### 4 段丘崖下の次郎弁天池を中心とする和風庭園（紅葉亭）

⑩ 紅葉亭の修復

⑪ 紅葉亭の活用に関する整備



写真 22：紅葉亭の現状  
令和 6 年（2024）11 月



図 17：紅葉亭の整備イメージ図

## 第7章 実施工程

前章の保存活用のための整備計画において整理した整備項目に基づき、整備の計画期間や実施手順、実施工程について次のとおり定める。

### 1. 計画期間

整備の計画期間は、本計画策定後、調査や設計期間を経てから概ね10年程度を想定し、事業の進捗、調査研究の進展、社会状況の変化等を踏まえて、計画内容を見直す必要が生じた場合には、適宜、計画期間についても見直しを行う。

### 2. 実施手順

本計画策定後は、以下の手順により整備を進めるものとし(表17)、適宜「殿ヶ谷戸庭園の保存・復元に関する分科会」の開催等により有識者に内容を確認の上、文化財保護法等の適切な手続きに基づき実施する。

#### (1) 調査

現況調査(測量図の作成、建物や護岸等の仕様や構造、劣化状況等の調査)や、史資料調査(文献、古写真・図面等)、事例調査(門、外周柵、管理施設等)、耐震診断を行い、設計の検討に必要な情報を整理する。また、整備の影響範囲を想定し、必要に応じて発掘調査(馬車道、大芝生、主屋周辺等)を行い、往時の園路や建物配置の変遷等を確認する。

#### (2) 概略(全体)設計

調査結果を踏まえて、整備の具体的な内容を明らかにするため、整備項目全体に関する概略設計を行う。これらの検討状況に応じて、各整備項目を進める上での課題や追加の調査検討事項、整備に要する費用やスケジュール等を勘案し、計画期間については再度見直しを行う。

#### (3) 整備

調査や概略(全体)設計の内容に基づき、整備を3期に分けて実施することとし、期間ごとに、整備項目についての詳細設計及び整備工事を順次進めていく。

表17：調査・概略(全体)設計・整備の実施手順

実施手順	対象エリア	実施内容
調査・概略設計	殿ヶ谷戸庭園全体	現況調査、史資料調査、事例調査、耐震診断、発掘調査、概略(全体)設計
1期整備	4 段丘崖下の次郎弁天池を中心とする和風庭園	詳細設計、整備工事、発掘調査 ※発掘調査は、整備期間中も必要に応じて実施
	6 児童公園	
2期整備	2 台地上の芝生地を中心とする洋風庭園	
3期整備	1 庭園アプローチ空間	
	3 段丘崖の斜面林	
	5 庭園外周部	

### 3. 整備の実施工程

前項の実施手順に基づき、具体的な整備の実施工程を次のとおり定める(表 18)。なお、事前の調査結果の内容によっては、整備の実施工程を再検討する。

表 18：整備の実施工程

整備項目		1期整備		2期整備		3期整備	
1 庭園アプローチ空間	① 旧入口門と入口門の改修						
	② 馬車道の改修						
	③ 既存樹木の整理と修景植栽						
	④ 倉庫の修復						
	⑤ 倉庫の活用に関する整備						
	⑥ 倉庫周辺の管理施設の移設						
	⑦ 既存樹木の整理と修景植栽						
	⑧ 馬車回しの植栽帯の撤去						
2 台地上の芝生地を中心とする洋風庭園	⑨ 主屋の修復						
	⑩ 管理事務所の整備						
	⑪ 主屋の活用に関する整備						
	⑫ トイレの撤去と新設						
	⑬ ポンプ小屋等の改修						
	⑭ 園路と芝生地の復元						
	⑮ 舗装の改修						
3 段丘崖の斜面林	⑯ 排水施設の設置						
	⑰ 法面保護						
4 段丘崖下の次郎弁天池を中心とする和風庭園	⑱ 紅葉亭の修復						
	⑲ 紅葉亭の活用に関する整備						
	⑳ 護岸の修復						
	㉑ 石組の修復						
	㉒ 湧水の流量計の設置						
	㉓ 手摺の設置						
	㉔ 園路の改修						
5 庭園外周部	㉕ 遮蔽樹木の植栽						
	㉖ 外周柵の改修						
6 児童公園	㉗ 管理施設の設置						
	㉘ 出入口の改修						
	㉙ 園路の改修						
	㉚ トイレの改修						

## 第8章 今後の課題

今後の整備を進める上での課題について、次のとおり整理する(表 19)。

表 19：今後の課題

項目	課題
1 現況図面の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的建造物や庭園部分は、最新の現況図面が作成されていないことから、測量調査を実施し、今後の整備のための現況図面を作成する必要がある。合わせて、既往のインフラ（電気、給水、排水、ガス等）についても、情報が一部不足しているため、調査を実施の上、現況図面を作成する必要がある。</li> </ul>
2 歴史的建造物の現況調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>主屋、倉庫、紅葉亭について、損傷個所や近年の改修の特定、材料、工法等を把握するための詳細調査を行い、修復に必要な情報として整理する必要がある。</li> </ul>
3 歴史的建造物の地震対策と防災対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>主屋は平成 25 年（2013）に耐震工事を実施済、倉庫は耐震診断の結果、耐震性を有することを確認済であるが、紅葉亭は耐震診断を実施していないため、耐震診断を実施した上で、結果に応じて対策を検討する必要がある。</li> <li>合わせて、歴史的建造物の防災対策についても検討する必要がある。</li> </ul>
4 庭園部分の現況調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹木は平成 7 年度に毎木調査を実施しているが、調査から 30 年が経過し、データが更新されていないため、改めて樹木に関する調査を行い、現況の情報として記録する必要がある。また、次郎弁天池周辺の護岸・石組の修復に向けて、損傷個所や湧水の湧出位置、湧水量の記録等について調査し、詳細を把握する必要がある。</li> </ul>
5 資料調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>主屋、倉庫、紅葉亭については、岩崎家時代の状況や過去の補修記録等を把握するため、過去の写真や図面、文献等の資料調査を行い、修復や外観の再現等に向けた情報として整理する必要がある。また、庭園部分の修復等にあたっては、樹木の履歴調査を含めて適宜資料調査を行い、検討内容に反映していく必要がある。</li> </ul>
6 発掘調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>洋風庭園の大芝生と復元予定の園路は、日常の庭園管理における目土等によって地盤が高くなっている可能性があるため、発掘調査を行い、岩崎家時代の地盤高さについて確認する必要がある。</li> <li>主屋の北側のかつて主屋の一部が建てられていた場所に新たに管理施設の整備を予定していることから、発掘調査を行い、往時の建物の基礎等の遺構の有無について確認を行う必要がある。また、馬車回し周辺についても新たにトイレの整備を予定することから、同様に保存すべき遺構の有無について確認を行う必要がある。</li> </ul>

項目	課題
6 発掘調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他修復等の整備内容について、有識者や文化財関係部署と協議の上、現状の改変の可否や、過去の整備履歴等を確認するため、必要に応じて発掘調査を実施する。</li> </ul>
7 建築基準法等の法規制に関する調査・検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備計画に基づき、庭園内に管理施設やトイレを新築する予定があることから、現在の敷地内の建築物に関する情報を整理するとともに、市の建築指導担当部署とも調整の上、建築基準法等に基づく手続きや対応について確認する必要がある。</li> </ul>
8 周辺まちづくり等の動向把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庭園の活用に当たっては、まちづくりや観光など地元市や関係団体と連携した活用策の検討が求められるため、整備にあたっては、整備計画の内容について積極的な情報発信を図るとともに、景観を含めた周辺まちづくりや観光施策等の動向も把握しながら、これらの内容を踏まえて進めていく必要がある。</li> </ul>
9 無料区域・有料区域の範囲の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庭園全体と公開する倉庫の積極的な活用を促進を図る観点から、倉庫を無料区域とすることも含め、無料区域と有料区域の範囲及び売札所周辺の来園者動線について検討する必要がある。</li> </ul>
10 建造物の活用に関する詳細検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主屋は、室内の見学・休憩スペースに加え、一部を喫茶スペースとして活用することを想定しているが、庭園における飲食ニーズを把握とともに、想定の利用者数や売上や経費、体制等について調査の上、庭園管理者とも協議・調整を行いながら、実現可能性や整備内容の詳細について検討する必要がある。</li> <li>・倉庫や紅葉亭についても、庭園管理者と協議・調整を行いながら、具体的な活用策を踏まえ、整備内容の詳細について検討する必要がある。</li> </ul>
11 児童公園部分の整備内容に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童公園部分について、管理施設の設置の他、出入口の改修やトイレの改修を予定しているが、現在の利用状況や近隣への影響などにも配慮の上、建物配置や整備内容について検討する必要がある。また児童公園部分は、国分寺市地域防災計画における緊急避難場所にも指定されているため、これらの運用についても合わせて配慮が必要である。</li> </ul>
12 樹木管理計画の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の成長や枯損等に伴う庭園景観の変化や、近隣への影響等を踏まえ、園内樹木を良好な状態に維持するための樹木管理計画について検討する必要がある。</li> </ul>
13 生物多様性に関する調査・検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本園は、国分寺崖線の地形、湧水、雑木林などの豊かな自然環境を生かした優秀な風致景観を伝えるものであり、園内に生息・生育する動植物等の現状を把握するための調査を実施の上、生物多様性の保全と庭園の価値とが両立できるよう、適切な保存活用の取組について検討する必要がある。</li> </ul>

## 参考資料

### 1. 岩崎家時代の図面

---

#### (1) 庭園

図 18 : 「國分寺別邸配置図」 (昭和 13 年 (1938) 以前と推定)

图 19 : 「國分寺御住居附近図」 (昭和 9 年 (1934) 以前)

図 20 : 「國分寺御邸倉庫新築倉庫配置図」 (昭和 13 年 (1938) )

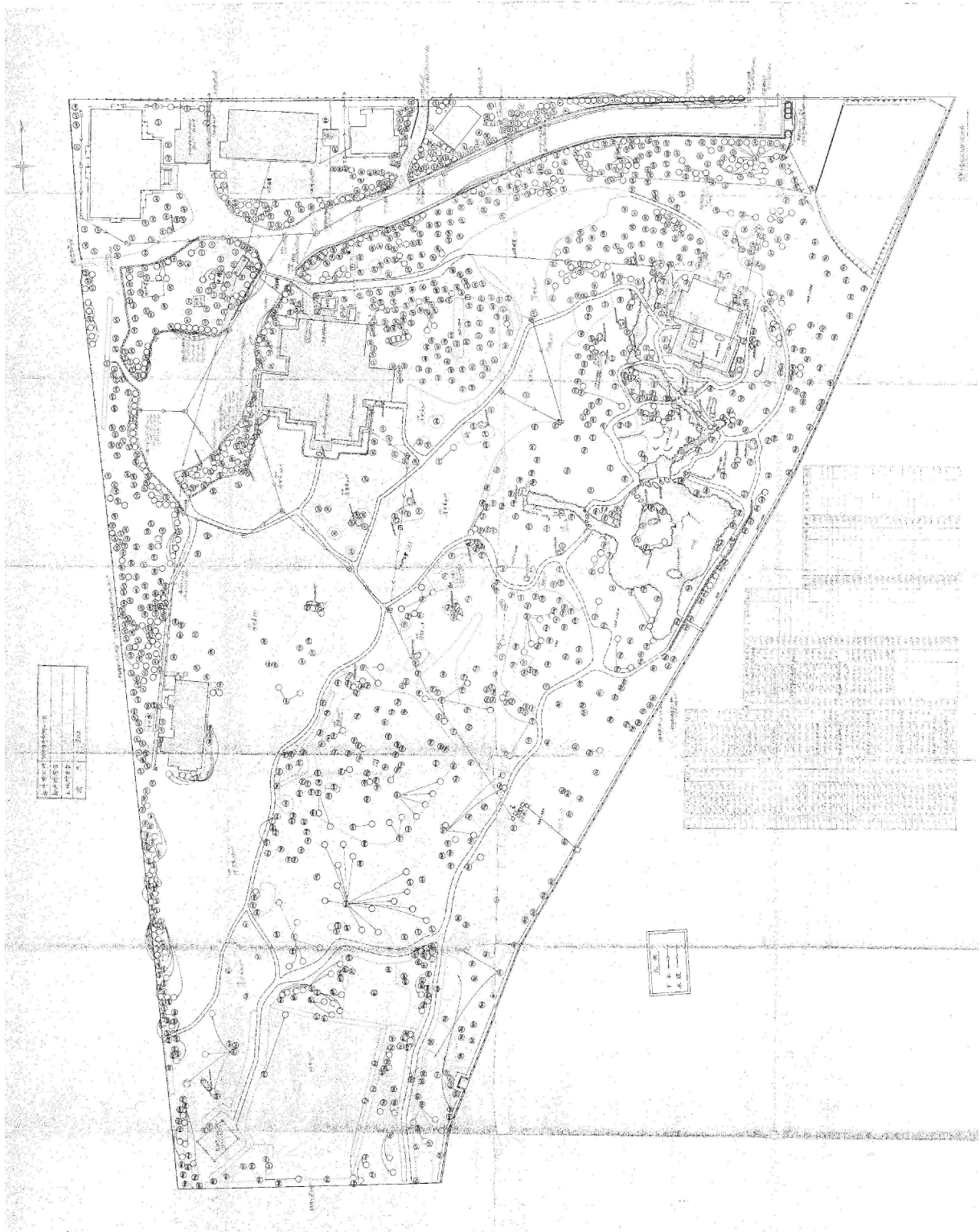


図 21 : タイトルなし (現況平面図) (昭和 49 年 (1974))  
西部公園緑地事務所所蔵



図 23 : 「國分寺御住居設計図・建図 第貳號」 (作成年不明)

図 24 : 「国分寺御邸改築平面図」 (昭和 36 年 (1961) )

## ② 紅葉亭

図 25 : 「國分寺別邸内離家新築設計図」 (昭和 9 年 (1934) )

### ③ 倉庫

図 26 : 「國分寺御邸倉庫平面図」 (昭和 13 年 (1938) )

図 27 : 「國分寺御邸倉庫立面図、断面図」 (昭和 13 年 (1938) )

## 2. 江口家と岩崎家時代の古写真

### (1) 江口家



武蔵國分寺隨宜園江口別墅

写真 23 : 江口家別邸東側松林「武蔵國分寺隨宜園江口別墅」(大正 2-昭和 4 年 (1913-1929))  
東京都公園協会 (東京グリーンアーカイブス) 所蔵



武蔵國分寺隨宜園江口別墅

写真 24 : 江口家別邸南側正面「武蔵國分寺隨宜園江口別墅」(大正 2-昭和 4 年 (1913-1929))  
東京都公園協会 (東京グリーンアーカイブス) 所蔵



写真 25 : 崖線上からの眺望「武蔵國分寺隨宜園江口別墅」(大正 2-昭和 4 年 (1913-1929) )  
東京都公園協会 (東京グリーンアーカイブス) 所蔵



写真 26 : 江口家別邸居間「武蔵國分寺隨宜園江口別墅」(大正 2-昭和 4 年 (1913-1929) )  
東京都公園協会 (東京グリーンアーカイブス) 所蔵



武蔵國分寺隨宜園江口別墅

写真 27 : 江口家別邸和室「武蔵國分寺隨宜園江口別墅」(大正 2-昭和 4 年 (1913-1929))  
東京都公園協会 (東京グリーンアーカイブス) 所蔵



武蔵國分寺隨宜園江口別墅

写真 28 : 江口家別邸書齋「武蔵國分寺隨宜園江口別墅」(大正 2-昭和 4 年 (1913-1929))  
東京都公園協会 (東京グリーンアーカイブス) 所蔵



写真 29 : 国分寺街道（現在の旧国分寺街道）から府中方面の眺望（大正 13 年（1924）頃）  
シンカイ写真館所蔵

## (2) 岩崎家



写真 30 : 竣工時の主屋（南西側より撮影）（昭和9（1934）年頃）  
東京都公園協会（東京グリーンアーカイブス）所蔵

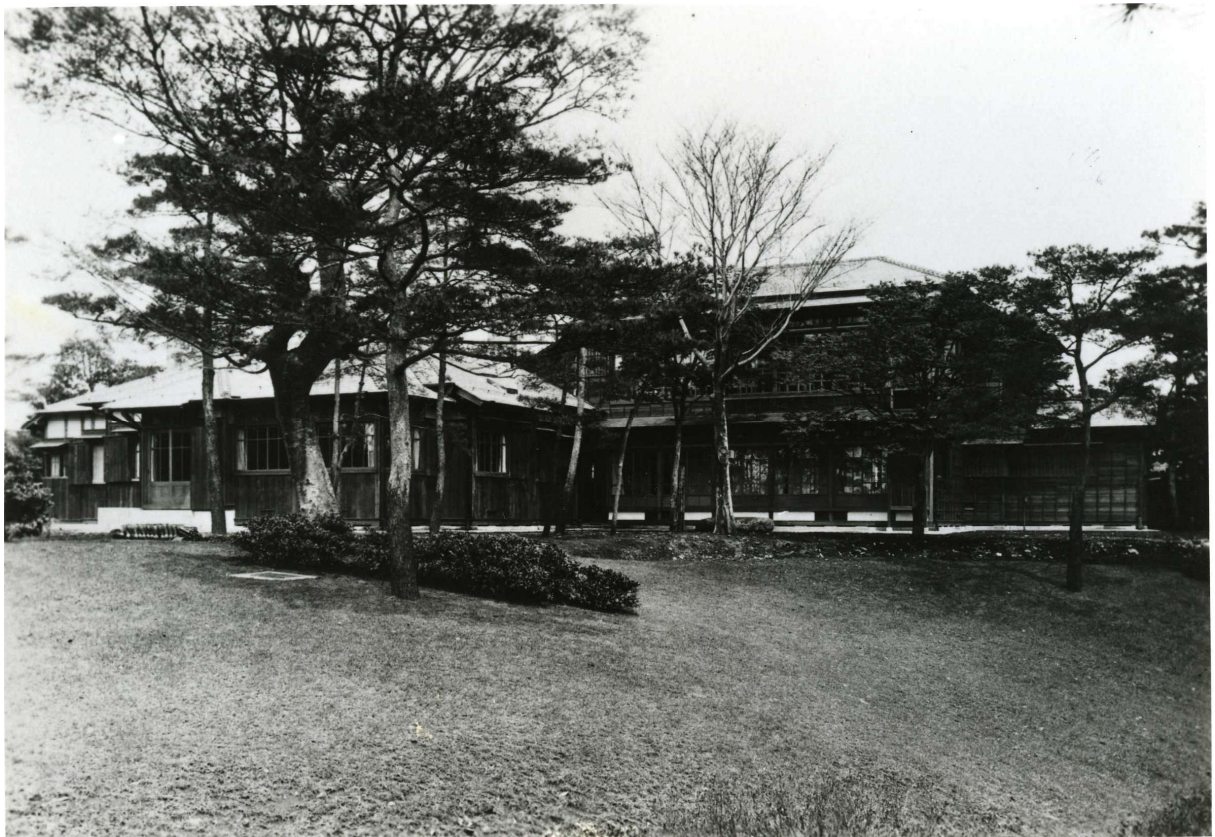


写真 31 : 主屋と芝生地（南東側より撮影）（昭和9（1934）年頃）  
東京都公園協会（東京グリーンアーカイブス）所蔵



写真 32 : 竣工時の主屋（東側より撮影）（昭和 9（1934）年頃）  
東京都公園協会（東京グリーンアーカイブス）所蔵



写真 33 : 主屋玄関（昭和 9（1934）年頃）  
東京都公園協会（東京グリーンアーカイブス）所蔵



写真 34 : 主屋応接間 (昭和 9 (1934) 年頃)  
東京都公園協会 (東京グリーンアーカイブス) 所蔵



写真 35 : 主屋客間 (昭和 9 (1934) 年頃)  
東京都公園協会 (東京グリーンアーカイブス) 所蔵



写真 36 : 主屋食堂 (昭和 9 (1934) 年頃)  
東京都公園協会 (東京グリーンアーカイブス) 所蔵

